

(参考資料) 議案第14号関係 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

(第1条関係) 遠野市民センター条例(平成17年遠野市条例第15号)新旧対照表

現行			改正後			備考
別表第1(第122条関係) 遠野市民センター施設使用料 (1)から(7)までに掲げる使用料の合計額を使用料の総額とする。 (1) 基本使用料  (単位 円)			別表第1(第122条関係) 遠野市民センター施設使用料 (1)から(7)までに掲げる使用料の合計額を使用料の総額とする。 (1) 基本使用料  (単位 円)			
施設名		使用料	施設名		使用料	
市民会館	大ホール	1時間につき7,000	市民会館	大ホール	1時間につき7,200	
	大ホール舞台	1時間につき1,710		大ホール舞台	1時間につき1,760	
	楽屋(1室につき)	1時間につき350		楽屋(1室につき)	1時間につき360	
	第1会議室	1時間につき350		第1会議室	1時間につき360	
	第2会議室	1時間につき450		第2会議室	1時間につき470	
	第3会議室	1時間につき170		第3会議室	1時間につき180	
	講義室	1時間につき520		講義室	1時間につき540	
	実習室	1時間につき420		実習室	1時間につき440	
	応接室	1時間につき350		応接室	1時間につき360	
	ミーティング室	1時間につき170		ミーティング室	1時間につき180	
	ボランティア室	1時間につき350		ボランティア室	1時間につき360	
	ホワイエ	1時間につき1,050		ホワイエ	1時間につき1,080	
	自由劇場	1時間につき1,050		自由劇場	1時間につき1,080	
	ギャラリー	1日につき1,890		ギャラリー	1日につき1,950	
	プラザ	全体利用 1日につき1,890 部分利用 1日につき10m <sup>2</sup> 当たり30		プラザ	全体利用 1日につき1,950 部分利用 1日につき10m <sup>2</sup> 当たり40	

勤労青少年ホーム	集会室		1時間につき	<u>310</u>			
	研修室		1時間につき	<u>350</u>			
	書院		1時間につき	<u>310</u>			
	奥書院		1時間につき	<u>310</u>			
	音楽室		1時間につき	<u>310</u>			
	創作室		1時間につき	<u>300</u>			
	活動室		1時間につき	<u>330</u>			
綾織農村環境改善センター	大集会室	貸切利用	会議等に利用する場合		1時間につき	<u>1,050</u>	
			生涯スポーツ及びレクリエーションに利用する場合	児童・生徒	1時間につき	<u>380</u>	
		一般		1時間につき	<u>780</u>		
		個別利用		児童・生徒	2時間につき	<u>100</u>	
			一般	2時間につき	<u>210</u>		
	小会議室				1時間につき	<u>840</u>	
	料理実習室				1時間につき	<u>310</u>	
	農事研修室				1時間につき	<u>310</u>	
	小友山村環境改善センター	会議室				1時間につき	<u>310</u>
		料理実習室				1時間につき	<u>310</u>
研修室				1時間につき	<u>520</u>		
休養室				1時間につき	<u>310</u>		
体育ホール		貸切利用	会議等に利用する場合		1時間につき	<u>1,050</u>	
	生涯スポーツ及びレクリエーションに利用する場合		児童・生徒	1時間につき	<u>380</u>		
		一般	1時間につき	<u>780</u>			

勤労青少年ホーム	集会室		1時間につき	<u>320</u>			
	研修室		1時間につき	<u>360</u>			
	書院		1時間につき	<u>320</u>			
	奥書院		1時間につき	<u>320</u>			
	音楽室		1時間につき	<u>320</u>			
	創作室		1時間につき	<u>310</u>			
	活動室		1時間につき	<u>340</u>			
綾織農村環境改善センター	大集会室	貸切利用	会議等に利用する場合		1時間につき	<u>1,080</u>	
			生涯スポーツ及びレクリエーションに利用する場合	児童・生徒	1時間につき	<u>400</u>	
		一般		1時間につき	<u>810</u>		
		個別利用		児童・生徒	2時間につき	<u>110</u>	
			一般	2時間につき	<u>220</u>		
	小会議室				1時間につき	<u>870</u>	
	料理実習室				1時間につき	<u>320</u>	
	農事研修室				1時間につき	<u>320</u>	
	小友山村環境改善センター	会議室				1時間につき	<u>320</u>
		料理実習室				1時間につき	<u>320</u>
研修室				1時間につき	<u>540</u>		
休養室				1時間につき	<u>320</u>		
体育ホール		貸切利用	会議等に利用する場合		1時間につき	<u>1,080</u>	
	生涯スポーツ及びレクリエーションに利用する場合		児童・生徒	1時間につき	<u>400</u>		
		一般	1時間につき	<u>810</u>			

		個別利用		児童・生徒	2時間につき100
				一般	2時間につき210
附馬牛緑地等管理中央センター	集会ホール	貸切利用	会議等に利用する場合		1時間につき1,050
			生涯スポーツ及びレクリエーションに利用する場合	児童・生徒	1時間につき380
		一般		1時間につき780	
	個別利用		児童・生徒	2時間につき100	
			一般	2時間につき210	
地域学習室					1時間につき520
附馬牛生活改善センター	和室				1時間につき350
	調理実習室				1時間につき310
	研修室				1時間につき240
土淵基幹集落センター	伝習ホール兼集会室	貸切利用	会議等に利用する場合		1時間につき1,050
			生涯スポーツ及びレクリエーションに利用する場合	児童・生徒	1時間につき380
		一般		1時間につき780	
	個別利用		児童・生徒	2時間につき100	
			一般	2時間につき210	
	営農講座室				
加工実習室					1時間につき310
青笹農村定住促進センター	会議室				1時間につき310
	和室				1時間につき350
	創作室				1時間につき280
	調理実習室				1時間につき310

		個別利用		児童・生徒	2時間につき110
				一般	2時間につき220
附馬牛緑地等管理中央センター	集会ホール	貸切利用	会議等に利用する場合		1時間につき1,080
			生涯スポーツ及びレクリエーションに利用する場合	児童・生徒	1時間につき400
		一般		1時間につき810	
	個別利用		児童・生徒	2時間につき110	
			一般	2時間につき220	
地域学習室					1時間につき540
附馬牛生活改善センター	和室				1時間につき360
	調理実習室				1時間につき320
	研修室				1時間につき250
土淵基幹集落センター	伝習ホール兼集会室	貸切利用	会議等に利用する場合		1時間につき1,080
			生涯スポーツ及びレクリエーションに利用する場合	児童・生徒	1時間につき400
		一般		1時間につき810	
	個別利用		児童・生徒	2時間につき110	
			一般	2時間につき220	
	営農講座室				
加工実習室					1時間につき320
青笹農村定住促進センター	会議室				1時間につき320
	和室				1時間につき360
	創作室				1時間につき290
	調理実習室				1時間につき320

	多目的ホール	貸切利用	会議等に利用する場合		1時間につき <u>1,050</u>
			生涯スポーツ及びレクリエーションに利用する場合	児童・生走	1時間につき <u>380</u>
				一般	1時間につき <u>780</u>
		個別利用		児童・生徒	2時間につき <u>100</u>
				一般	2時間につき <u>210</u>
青笹高齢者センター	木材乾燥室				1時間につき <u>40</u>
	木工芸室				1時間につき <u>310</u>
	民芸細工室				1時間につき <u>280</u>
	伝承談話室				1時間につき <u>280</u>
上郷農村勤労福祉センター	体育ホール	貸切利用	生涯スポーツ及びレクリエーションに利用する場合	児童・生徒	1時間につき <u>380</u>
				一般	1時間につき <u>780</u>
			その他の催しに利用する場合	営利営業を目的としない場合	1時間につき <u>1,100</u>
				営利営業を目的とする場合	1時間につき <u>8,820</u>
			個別利用		児童・生徒
			一般	2時間につき <u>210</u>	
	大広間				1時間につき <u>310</u>
上郷就業改善センター	会議室（1室につき）				1時間につき <u>350</u>
	調理実習室				1時間につき <u>310</u>
	和室				1時間につき <u>240</u>
鱒沢就業改	生活改善実習室				1時間につき <u>210</u>

	多目的ホール	貸切利用	会議等に利用する場合		1時間につき <u>1,080</u>
			生涯スポーツ及びレクリエーションに利用する場合	児童・生走	1時間につき <u>400</u>
				一般	1時間につき <u>810</u>
		個別利用		児童・生徒	2時間につき <u>110</u>
				一般	2時間につき <u>220</u>
青笹高齢者センター	木材乾燥室				1時間につき <u>50</u>
	木工芸室				1時間につき <u>320</u>
	民芸細工室				1時間につき <u>290</u>
	伝承談話室				1時間につき <u>290</u>
上郷農村勤労福祉センター	体育ホール	貸切利用	生涯スポーツ及びレクリエーションに利用する場合	児童・生徒	1時間につき <u>400</u>
				一般	1時間につき <u>810</u>
			その他の催しに利用する場合	営利営業を目的としない場合	1時間につき <u>1,140</u>
				営利営業を目的とする場合	1時間につき <u>9,080</u>
			個別利用		児童・生徒
			一般	2時間につき <u>220</u>	
	大広間				1時間につき <u>320</u>
上郷就業改善センター	会議室（1室につき）				1時間につき <u>360</u>
	調理実習室				1時間につき <u>320</u>
	和室				1時間につき <u>250</u>
鱒沢就業改	生活改善実習室				1時間につき <u>220</u>

善センター	調理実習室		1時間につき	280	
	就業改善相談室		1時間につき	230	
	他産業就業改善研修室		1時間につき	470	
達曽部多目的研修集会施設	研修室		1時間につき	510	
	会議室		1時間につき	210	
	調理実習室		1時間につき	280	
伝承園	個別利用	児童・生徒	1回につき	210	
		一般	1回につき	310	
	団体利用（20人以上）	児童・生徒	1回につき	1人100	
		一般	1回につき	1人210	
野営場等林間休養施設（4月1日から11月30日までの期間の利用に限る。）	日帰りの場合		1,050円以内で規則で定める額		
	宿泊の場合		1泊につき3,150円以内で規則で定める額		
国体記念公園市民サッカー場	A面	照明施設を利用する場合	入場料を徴するとき	1時間につき	4,200
			入場料を徴しないとき	1時間につき	2,100
		照明施設を利用しない場合	入場料を徴するとき	1時間につき	1,050
			入場料を徴しないとき	1時間につき	520
	B面	入場料を徴するとき		1時間につき	1,050
		入場料を徴しないとき		1時間につき	520
銀河の森総合運動公園	多目的グラウンド	半面利用の場合	1時間につき	210	
		全面利用の場合	1時間につき	310	
	テニスコート（1面当たり）		1時間につき	310	
	ゲートボールコート（1面当たり）		1時間につき	210	

善センター	調理実習室		1時間につき	290	
	就業改善相談室		1時間につき	240	
	他産業就業改善研修室		1時間につき	490	
達曽部多目的研修集会施設	研修室		1時間につき	530	
	会議室		1時間につき	220	
	調理実習室		1時間につき	290	
伝承園	個別利用	児童・生徒	1回につき	220	
		一般	1回につき	320	
	団体利用（20人以上）	児童・生徒	1回につき	1人110	
		一般	1回につき	1人220	
野営場等林間休養施設（4月1日から11月30日までの期間の利用に限る。）	日帰りの場合		1,080円の範囲内で規則で定める額		
	宿泊の場合		1泊につき3,240円の範囲内で規則で定める額		
国体記念公園市民サッカー場	A面	照明施設を利用する場合	入場料を徴するとき	1時間につき	4,320
			入場料を徴しないとき	1時間につき	2,160
		照明施設を利用しない場合	入場料を徴するとき	1時間につき	1,080
			入場料を徴しないとき	1時間につき	540
	B面	入場料を徴するとき		1時間につき	1,080
		入場料を徴しないとき		1時間につき	540
銀河の森総合運動公園	多目的グラウンド	半面利用の場合	1時間につき	220	
		全面利用の場合	1時間につき	320	
	テニスコート（1面当たり）		1時間につき	320	
	ゲートボールコート（1面当たり）		1時間につき	220	

屋外照明設備	銀河の森総合運動公園多目的グラウンド	1時間につき <u>3,300円</u> の範囲で規則で定める額
	銀河の森総合運動公園テニスコート	1時間につき <u>700円</u> の範囲で規則で定める額
綾織農村公園	照明施設を利用する場合	1時間につき <u>1,050</u>
ふれあい交流センター	中ホール	1時間につき <u>1,330</u>
文化交流施設	ホール	1時間につき <u>1,820</u>
	研修室 1	1時間につき <u>250</u>
	研修室 2	1時間につき <u>350</u>
	会議室	1時間につき <u>620</u>
	和室	1時間につき <u>150</u>
	工芸室	1時間につき <u>220</u>
	展示ギャラリー	1日につき <u>1,890</u>
地区公民館	ホール	1時間につき <u>350</u>
	会議室	1時間につき <u>310</u>
	実習室	1時間につき <u>310</u>
	和室	1時間につき <u>240</u>

備考

- 1 利用時間が1時間未満のとき、又はこれに1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。
- 2 公演その他の事由により市民会館大ホール、市民会館大ホール舞台、市民会館楽屋、ふれあい交流センター中ホール、文化交流施設ホール、文化交流施設研修室1又は文化交流施設研修室2を長時間にわたり利用する必要があるときは、次の表に掲げる区分により基本使用料の額を算定することができる。

屋外照明設備	銀河の森総合運動公園多目的グラウンド	1時間につき <u>3,400円</u> の範囲内で規則で定める額
	銀河の森総合運動公園テニスコート	1時間につき <u>720円</u> の範囲内で規則で定める額
綾織農村公園	照明施設を利用する場合	1時間につき <u>1,080</u>
ふれあい交流センター	中ホール	1時間につき <u>1,370</u>
文化交流施設	ホール	1時間につき <u>1,880</u>
	研修室 1	1時間につき <u>260</u>
	研修室 2	1時間につき <u>360</u>
	会議室	1時間につき <u>640</u>
	和室	1時間につき <u>160</u>
	工芸室	1時間につき <u>230</u>
	展示ギャラリー	1日につき <u>1,950</u>
地区公民館	ホール	1時間につき <u>360</u>
	会議室	1時間につき <u>320</u>
	実習室	1時間につき <u>320</u>
	和室	1時間につき <u>250</u>

備考

- 1 利用時間が1時間未満のとき、又はこれに1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。
- 2 公演その他の事由により市民会館大ホール、市民会館大ホール舞台、市民会館楽屋、ふれあい交流センター中ホール、文化交流施設ホール、文化交流施設研修室1又は文化交流施設研修室2を長時間にわたり利用する必要があるときは、次の表に掲げる区分により基本使用料の額を算定することができる。

施設名		区分		
		午前（9時から12時まで）	午後（12時から17時まで）	夜間（17時から21時30分まで）
市民会館	大ホール	15,750	23,620	31,500
	大ホール舞台	4,410	6,770	7,710
	楽屋（1室につき）	780	1,100	1,570
ふれあい交流センター	中ホール	2,830	4,720	5,980
文化交流施設	ホール	3,870	6,450	8,180
	研修室1	560	800	1,140
	研修室2	780	1,110	1,580

3 備考2の規定により市民会館大ホール、市民会館大ホール舞台又は市民会館楽屋の利用に係る基本使用料の額を算定する場合において、次の表の区分欄に掲げるところにより2以上の区分を連続して利用するときは、当該施設の基本使用料の合計額に同表の割合欄に掲げる割合を乗じて得た額を当該施設の基本使用料の合計額から減額する。

区分	割合
午前、午後及び夜間	100分の15
午前及び午後	100分の10
午後及び夜間	100分の10

(2) 休日等使用料：市民会館大ホール、市民会館大ホール舞台、勤労青少年ホーム集会室、勤労青少年ホーム研修室、勤労青少年ホーム書院、勤労青少年ホーム奥書院、勤労青少年ホーム音楽室、勤労青少年ホーム創作室、勤労青少年ホーム活動室、ふれあい交流センター中ホール、文化交流施設ホール、地区公民館ホール、勤労福祉センター体育ホール、基幹集落センター伝習ホール兼集会室、農村環境改善センター大集会室、山村環境改善センター体育ホール、農村定住促進センター多目的ホール

施設名		区分		
		午前（9時から12時まで）	午後（12時から17時まで）	夜間（17時から21時30分まで）
市民会館	大ホール	16,200	24,300	32,400
	大ホール舞台	4,540	6,970	7,940
	楽屋（1室につき）	810	1,140	1,620
ふれあい交流センター	中ホール	2,920	4,860	6,160
文化交流施設	ホール	3,980	6,640	8,420
	研修室1	580	830	1,180
	研修室2	810	1,150	1,630

3 備考2の規定により市民会館大ホール、市民会館大ホール舞台又は市民会館楽屋の利用に係る基本使用料の額を算定する場合において、次の表の区分欄に掲げるところにより2以上の区分を連続して利用するときは、当該施設の基本使用料の合計額に同表の割合欄に掲げる割合を乗じて得た額を当該施設の基本使用料の合計額から減額する。

区分	割合
午前、午後及び夜間	100分の15
午前及び午後	100分の10
午後及び夜間	100分の10

(2) 休日等使用料：市民会館大ホール、市民会館大ホール舞台、勤労青少年ホーム集会室、勤労青少年ホーム研修室、勤労青少年ホーム書院、勤労青少年ホーム奥書院、勤労青少年ホーム音楽室、勤労青少年ホーム創作室、勤労青少年ホーム活動室、ふれあい交流センター中ホール、文化交流施設ホール、地区公民館ホール、勤労福祉センター体育ホール、基幹集落センター伝習ホール兼集会室、農村環境改善センター大集会室、山村環境改善センター体育ホール、農村定住促進センター多目的ホール

及び緑地等管理中央センター研修室を土曜日、日曜日及び国民の祝日に  
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合

基本使用料（個別使用の基本使用料を除く。）に100分の30の割合を乗  
じて得た額とする。

(3) 超過使用料：基本使用料の区分の時間を超える場合

基本使用料と休日等使用料との合計額に次による割合を乗じて得た額  
とする。

超過時間	加算率
1時間以内のとき	100分の30
1時間を超え2時間以内のとき	100分の60
2時間を超えるとき	100分の100

(4) 特別使用料：入場料（これに類する会費等を含む。）を徴収する場合

基本使用料（勤労福祉センター体育ホール、基幹集落センター伝習ホ  
ール兼集会室、農村環境改善センター大集会室、山村環境改善センター  
体育ホール、農村定住促進センター多目的ホール及び緑地等管理中央セ  
ンター研修室のその他の催しに利用する場合並びに市民運動公園の基本  
使用料を除く。）と休日等使用料との合計額に次による割合を乗じて得  
た額とする。

入場料の最高額	加算率
500円以下の場合	100分の30
500円を超え1,000円以下の場合	100分の50
1,000円を超える場合	100分の100

(5) その他の使用料：基本使用料に列記する施設以外の施設を利用する場  
合

当該施設に類似する列記施設のそれぞれの区分に応じた使用料を面積  
で按分して得た額とする。

(6) 冷房・暖房使用料：冷房又は暖房を使用中の場合

及び緑地等管理中央センター研修室を土曜日、日曜日及び国民の祝日に  
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合

基本使用料（個別使用の基本使用料を除く。）に100分の30の割合を乗  
じて得た額とする。

(3) 超過使用料：基本使用料の区分の時間を超える場合

基本使用料と休日等使用料との合計額に次による割合を乗じて得た額  
とする。

超過時間	加算率
1時間以内のとき	100分の30
1時間を超え2時間以内のとき	100分の60
2時間を超えるとき	100分の100

(4) 特別使用料：入場料（これに類する会費等を含む。）を徴収する場合

基本使用料（勤労福祉センター体育ホール、基幹集落センター伝習ホ  
ール兼集会室、農村環境改善センター大集会室、山村環境改善センター  
体育ホール、農村定住促進センター多目的ホール及び緑地等管理中央セ  
ンター研修室のその他の催しに利用する場合並びに市民運動公園の基本  
使用料を除く。）と休日等使用料との合計額に次による割合を乗じて得  
た額とする。

入場料の最高額	加算率
500円以下の場合	100分の30
500円を超え1,000円以下の場合	100分の50
1,000円を超える場合	100分の100

(5) その他の使用料：基本使用料に列記する施設以外の施設を利用する場  
合

当該施設に類似する列記施設のそれぞれの区分に応じた使用料を面積  
で按分して得た額とする。

(6) 冷房・暖房使用料：冷房又は暖房を使用中の場合



基本使用料と休日等使用料と超過使用料との合計額に100分の50の割合を乗じて得た額とする。

(7) 営利営業を目的として施設（市民会館大ホールを除く。）を使用する場合は、(1)から(6)までに掲げる使用料の合計額に100分の200を乗じて得た額とする。

別表第2（第126条関係）

ふれあい交流センター施設利用料金

(1) 基本利用料金

(単位 円)

施設名	区分	利用単位	基本利用料金
ふるさとライブラリー室		1時間につき	310
小会議室		1時間につき	520
中会議室		1時間につき	630
交流ホール		1時間につき	1,780
語り部ホール1		1時間につき	840
語り部ホール2		1時間につき	940
客室		1人1泊につき	12,600

(2) 利用時間が1時間未満のとき、又はこれに1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。

(3) 午後5時以降に利用する場合（客室利用を除く。）は、基本利用料金に100分の125の割合を乗じて得た額とする。

(4) 冷房又は暖房を使用する場合（客室使用を除く。）は、基本利用料金に100分の150の割合を乗じて得た額とする。

(5) 附帯施設、設備等を利用する場合は、1件1万円の範囲内で別に定める。

(6) 営利を目的として施設を利用する場合は、基本利用料金に100分の500

基本使用料と休日等使用料と超過使用料との合計額に100分の50の割合を乗じて得た額とする。

(7) 営利営業を目的として施設（市民会館大ホールを除く。）を使用する場合は、(1)から(6)までに掲げる使用料の合計額に100分の200を乗じて得た額とする。

別表第2（第126条関係）

ふれあい交流センター施設利用料金

(1) 基本利用料金

(単位 円)

施設名	区分	利用単位	基本利用料金
ふるさとライブラリー室		1時間につき	320
小会議室		1時間につき	540
中会議室		1時間につき	650
交流ホール		1時間につき	1,840
語り部ホール1		1時間につき	870
語り部ホール2		1時間につき	970
客室		1人1泊につき	12,960

(2) 利用時間が1時間未満のとき、又はこれに1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。

(3) 午後5時以降に利用する場合（客室利用を除く。）は、基本利用料金に100分の125の割合を乗じて得た額とする。

(4) 冷房又は暖房を使用する場合（客室使用を除く。）は、基本利用料金に100分の150の割合を乗じて得た額とする。

(5) 附帯施設、設備等を利用する場合は、1件1万円の範囲内で別に定める。

(6) 営利を目的として施設を利用する場合は、基本利用料金に100分の500

の割合を乗じて得た額とする。

(7) 交流ホールの2分の1利用の場合は、基本利用料金に100分の50の割合を乗じて得た額とする。

(8) 客室の基本利用料金は、食事料金を含まない。

(9) 客室で定員に満たない利用をする場合は、基本利用料金に定員数を乗じて得た額の範囲内で別に定める。

別表第3（第122条関係）

運動施設使用料

(1)から(6)までに掲げる使用料の合計額を使用料の総額とする。

(1) 基本使用料（単位 円）

施設名			区分	使用料
市民 体育館	体育 ホール	貸切 利用	アマチュア スポーツに 利用する場 合	児童・生徒 半面当たり1時間につき <u>520</u>
				一般 半面当たり1時間につき <u>1,050</u>
			その他の催 しに利用す る場合	営利営業を目的としない場合 1時間につき <u>4,200</u>
				営利営業を目的とする場合 1時間につき <u>16,800</u>
		個別利用		児童・生徒 2時間につき <u>100</u>
				一般 2時間につき <u>210</u>
	武道 ホール	貸切利用	児童・生徒 1時間につき <u>260</u>	
			一般 1時間につき <u>520</u>	
		個別利用		児童・生徒 2時間につき <u>100</u>
				一般 2時間につき <u>210</u>
トレーニング室		児童・生徒 2時間につき <u>100</u>		
		一般 2時間につき <u>210</u>		

の割合を乗じて得た額とする。

(7) 交流ホールの2分の1利用の場合は、基本利用料金に100分の50の割合を乗じて得た額とする。

(8) 客室の基本利用料金は、食事料金を含まない。

(9) 客室で定員に満たない利用をする場合は、基本利用料金に定員数を乗じて得た額の範囲内で別に定める。

別表第3（第122条関係）

運動施設使用料

(1)から(6)までに掲げる使用料の合計額を使用料の総額とする。

(1) 基本使用料（単位 円）

施設名			区分	使用料
市民 体育館	体育 ホール	貸切 利用	アマチュア スポーツに 利用する場 合	児童・生徒 半面当たり1時間につき <u>540</u>
				一般 半面当たり1時間につき <u>1,080</u>
			その他の催 しに利用す る場合	営利営業を目的としない場合 1時間につき <u>4,320</u>
				営利営業を目的とする場合 1時間につき <u>17,280</u>
		個別利用		児童・生徒 2時間につき <u>110</u>
				一般 2時間につき <u>220</u>
	武道 ホール	貸切利用	児童・生徒 1時間につき <u>270</u>	
			一般 1時間につき <u>540</u>	
		個別利用		児童・生徒 2時間につき <u>110</u>
				一般 2時間につき <u>220</u>
トレーニング室		児童・生徒 2時間につき <u>110</u>		
		一般 2時間につき <u>220</u>		

市民 プ ール	貸切利用		児童・生徒	1時間につき <u>2,620</u>
			一般	1時間につき <u>5,250</u>
	個別利用		児童・生徒	2時間につき <u>100</u>
			一般	2時間につき <u>210</u>
稲 荷 下 屋 内 運 動 場	貸切利用	生涯スポーツ、レクリエーション及びコミュニティ活動に利用する場合	児童・生徒	半面当たり1時間につき <u>520</u>
			一般	半面当たり1時間につき <u>1,050</u>
		その他の催しに利用する場合	営利営業を目的としない場合	1時間につき <u>4,200</u>
			営利営業を目的とする場合	1時間につき <u>16,800</u>
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 施 設	小友生涯学習スポーツ施設		体育館	1時間につき <u>780</u>
			グラウンド	1時間につき <u>420</u>
			屋外照明施設	1時間につき <u>1,050</u>
	附馬牛生涯学習スポーツ施設		体育館	1時間につき <u>780</u>
			グラウンド	1時間につき <u>420</u>
			屋外照明施設	1時間につき <u>1,050</u>
	土淵生涯学習スポーツ施設		体育館	1時間につき <u>780</u>
			グラウンド	1時間につき <u>420</u>
			屋外照明施設	1時間につき <u>1,050</u>
	上郷生涯学習スポーツ施設		体育館	1時間につき <u>780</u>
			グラウンド	1時間につき <u>420</u>
			屋外照明施設	1時間につき <u>1,050</u>
赤 羽 根 ス	リフト		1基1回につき <u>50</u>	
			回数券、1日券及びナイター券 <u>1,500以内</u> で規則で定める額	

市民 プ ール	貸切利用		児童・生徒	1時間につき <u>2,700</u>
			一般	1時間につき <u>5,400</u>
	個別利用		児童・生徒	2時間につき <u>110</u>
			一般	2時間につき <u>220</u>
稲 荷 下 屋 内 運 動 場	貸切利用	生涯スポーツ、レクリエーション及びコミュニティ活動に利用する場合	児童・生徒	半面当たり1時間につき <u>540</u>
			一般	半面当たり1時間につき <u>1,080</u>
		その他の催しに利用する場合	営利営業を目的としない場合	1時間につき <u>4,320</u>
			営利営業を目的とする場合	1時間につき <u>17,280</u>
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 施 設	小友生涯学習スポーツ施設		体育館	1時間につき <u>810</u>
			グラウンド	1時間につき <u>440</u>
			屋外照明施設	1時間につき <u>1,080</u>
	附馬牛生涯学習スポーツ施設		体育館	1時間につき <u>810</u>
			グラウンド	1時間につき <u>440</u>
			屋外照明施設	1時間につき <u>1,080</u>
	土淵生涯学習スポーツ施設		体育館	1時間につき <u>810</u>
			グラウンド	1時間につき <u>440</u>
			屋外照明施設	1時間につき <u>1,080</u>
	上郷生涯学習スポーツ施設		体育館	1時間につき <u>810</u>
			グラウンド	1時間につき <u>440</u>
			屋外照明施設	1時間につき <u>1,080</u>
赤 羽 根 ス	リフト		1基1回につき <u>60</u>	
			回数券、1日券及びナイター券 <u>1,550円の範囲内</u> で規則で定め	

キー場	貸切利用	体育活動に利用する場合	児童・生徒	1時間につき	310
			一般	1時間につき	630
		その他の催しに利用する場合	営利を目的としない場合	1時間につき	1,890
			営利を目的とする場合	1時間につき	6,300
		森林体験交流施設	多目的グラウンド全面	1時間につき	630

備考 利用時間が1時間未満のとき、又はこれに1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。

(2) 休日等使用料：市民体育館体育ホール、武道ホール、市民プールを土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合

基本使用料（個別利用の基本使用料を除く。）に100分の30の割合を乗じて得た額とする。

(3) 超過使用料：基本使用料の区分の時間を超える場合

基本使用料と休日等使用料との合計額に次による割合を乗じて得た額とする。

超過時間	加算率
1時間以内のとき	100分の30
1時間を超え2時間以内のとき	100分の60
2時間を超えるとき	100分の100

(4) 特別使用料：入場料（これに類する会費等を含む。）を徴収する場合  
基本使用料（市民体育館体育ホール及び稲荷下屋内運動場のその他の催しに利用する場合並びに生涯学習スポーツ施設の基本使用料を除く。）

キー場	貸切利用	体育活動に利用する場合	児童・生徒	1時間につき	320
			一般	1時間につき	650
		その他の催しに利用する場合	営利を目的としない場合	1時間につき	1,950
			営利を目的とする場合	1時間につき	6,480
		森林体験交流施設	多目的グラウンド全面	1時間につき	650

備考 利用時間が1時間未満のとき、又はこれに1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。

(2) 休日等使用料：市民体育館体育ホール、武道ホール、市民プールを土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合

基本使用料（個別利用の基本使用料を除く。）に100分の30の割合を乗じて得た額とする。

(3) 超過使用料：基本使用料の区分の時間を超える場合

基本使用料と休日等使用料との合計額に次による割合を乗じて得た額とする。

超過時間	加算率
1時間以内のとき	100分の30
1時間を超え2時間以内のとき	100分の60
2時間を超えるとき	100分の100

(4) 特別使用料：入場料（これに類する会費等を含む。）を徴収する場合  
基本使用料（市民体育館体育ホール及び稲荷下屋内運動場のその他の催しに利用する場合並びに生涯学習スポーツ施設の基本使用料を除く。）

と休日等使用料との合計額に次による割合を乗じて得た額とする。

入場料の最高額	加算率
500円以下の場合	100分の30
500円を超え1,000円以下の場合	100分の50
1,000円を超える場合	100分の100

(5) その他の使用料：基本使用料に列記する施設以外の施設を利用する場合

当該施設に類似する列記施設のそれぞれの区分に応じた使用料を面積で按分して得た額とする。

(6) 冷房・暖房使用料：冷房又は暖房を使用中の場合

基本使用料（市民体育館体育ホール、市民プール及び宮守体育館基本使用料を除く。）と休日等使用料と超過使用料との合計額に100分の50の割合を乗じて得た額とする。

(7) 営利営業を目的として施設（市民体育館体育ホール、稲荷下屋内運動場及び宮守体育館を除く。）を利用する場合は、(1)から(6)までに掲げる使用料の合計額に100分の200を乗じて得た額とする。

別表第4（第122条関係）

1 駐車場等使用料

(1) 市民会館等駐車場

区分	営業時間	使用料		
		駐車時間	普通自動車 (軽自動車を含む。)	普通自動車以外
通常	午前8時から 午後10時まで	1時間まで	円 150	円 310
		1時間を超え、 1時間までごとに	70	70

と休日等使用料との合計額に次による割合を乗じて得た額とする。

入場料の最高額	加算率
500円以下の場合	100分の30
500円を超え1,000円以下の場合	100分の50
1,000円を超える場合	100分の100

(5) その他の使用料：基本使用料に列記する施設以外の施設を利用する場合

当該施設に類似する列記施設のそれぞれの区分に応じた使用料を面積で按分して得た額とする。

(6) 冷房・暖房使用料：冷房又は暖房を使用中の場合

基本使用料（市民体育館体育ホール、市民プール及び宮守体育館基本使用料を除く。）と休日等使用料と超過使用料との合計額に100分の50の割合を乗じて得た額とする。

(7) 営利営業を目的として施設（市民体育館体育ホール、稲荷下屋内運動場及び宮守体育館を除く。）を利用する場合は、(1)から(6)までに掲げる使用料の合計額に100分の200を乗じて得た額とする。

別表第4（第122条関係）

1 駐車場等使用料

(1) 市民会館等駐車場

区分	営業時間	使用料		
		駐車時間	普通自動車 (軽自動車を含む。)	普通自動車以外
通常	午前8時から 午後10時まで	1時間まで	円 150	円 310
		1時間を超え、 1時間までごとに	70	70

特別	午後10時から 翌日の午前8時 まで		470	470
----	--------------------------	--	-----	-----

備考

- 1 自動二輪車は、無料とする。
- 2 通常の営業時間と特別の営業時間とまたがる場合は、それぞれの区分ごとに使用料を計算する。
- 3 特に必要と認めた場合は、通常の営業時間を変更することがある。

(2) プラザ

区分	使用料
全体利用	1,890円
部分利用	10m <sup>2</sup> 当たり 30円

2 附帯施設、設備等

(1) 舞台設備

(ア) 市民会館大ホール

品名	規格・台数	利用単位 (1回)	使用料	備考
所作台	12尺×3尺×4寸 3 1台	1式	円 7,870	のぼりかけ、 化粧かまち 含む。
松羽目	51尺×15尺 1面	〃	2,360	
竹羽目	19尺×15尺 2面	〃	1,570	組立料は除 く。
金びょうぶ	8尺×2.5尺×6曲 1双	1双	3,150	
銀びょうぶ	〃	〃	3,150	
緋毛せん	9尺×6尺 5枚	1式	470	
長布団	6尺×1.8尺 7枚	〃	470	
上敷ござ		〃	470	

特別	午後10時から 翌日の午前8時 まで		470	470
----	--------------------------	--	-----	-----

備考

- 1 自動二輪車は、無料とする。
- 2 通常の営業時間と特別の営業時間とまたがる場合は、それぞれの区分ごとに使用料を計算する。
- 3 特に必要と認めた場合は、通常の営業時間を変更することがある。

(2) プラザ

区分	使用料
全体利用	1,950円
部分利用	10m <sup>2</sup> 当たり 40円

2 附帯施設、設備等

(1) 舞台設備

(ア) 市民会館大ホール

品名	規格・台数	利用単位 (1回)	使用料	備考
所作台	12尺×3尺×4寸 31台	1式	円 8,100	のぼりかけ、 化粧かまち 含む。
松羽目	51尺×15尺 1面	〃	2,430	
竹羽目	19尺×15尺 2面	〃	1,620	組立料は除 く。
金びょうぶ	8尺×2.5尺×6曲 1双	1双	3,240	
銀びょうぶ	〃	〃	3,240	
緋毛せん	9尺×6尺 5枚	1式	490	
長布団	6尺×1.8尺 7枚	〃	490	
上敷ござ		〃	490	

平台	6尺×6尺 2台 4尺×6尺 18台 3尺×6尺 14台	10台まで	<u>780</u>	
		11～20台	<u>1,570</u>	
		21台以上	<u>2,360</u>	
箱足	1尺×1尺×4寸 2 5台	10台まで	<u>150</u>	
		11～20台	<u>310</u>	
		21台以上	<u>470</u>	
開き足	中足用 4尺幅10台 高足用 4尺幅10台 中央用 3尺幅10台 高足用 3尺幅28台 高足用 6尺幅 2台	10台まで	<u>310</u>	
		11～20台	<u>630</u>	
		21～30台	<u>940</u>	
		31～40台	<u>1,260</u>	
		41台以上	<u>1,570</u>	
け込	20枚	1枚	<u>30</u>	
木支木 (人形立)	6尺用 8台	1式	<u>230</u>	
木支木	6尺用 14台	1式	<u>230</u>	
金支木	3尺用 20台	10本まで	<u>150</u>	
		11本以上	<u>230</u>	
めくり台	幅1.2尺×高5尺 1 台	1台	<u>30</u>	プログラム スタンド
演壇		〃	<u>470</u>	
花台		〃	<u>150</u>	
机		1式	<u>310</u>	
イス	折りたたみ	〃	<u>470</u>	
映写機	16mm 1台	〃	<u>4,720</u>	スクリーン 含む。
ピアノ	フルコンサート用 1台	〃	<u>7,870</u>	調律料は除 く。
指揮台		〃	<u>310</u>	
指揮用譜面台		〃	<u>150</u>	

平台	6尺×6尺 2台 4尺×6尺 18台 3尺×6尺 14台	10台まで	<u>810</u>	
		11～20台	<u>1,620</u>	
		21台以上	<u>2,430</u>	
箱足	1尺×1尺×4寸 25台	10台まで	<u>160</u>	
		11～20台	<u>320</u>	
		21台以上	<u>490</u>	
開き足	中足用 4尺幅10台 高足用 4尺幅10台 中央用 3尺幅10台 高足用 3尺幅28台 高足用 6尺幅 2台	10台まで	<u>320</u>	
		11～20台	<u>650</u>	
		21～30台	<u>970</u>	
		31～40台	<u>1,300</u>	
		41台以上	<u>1,620</u>	
け込	20枚	1枚	<u>40</u>	
木支木 (人形立)	6尺用 8台	1式	<u>240</u>	
木支木	6尺用 14台	1式	<u>240</u>	
金支木	3尺用 20台	10本まで	<u>160</u>	
		11本以上	<u>240</u>	
めくり台	幅1.2尺×高5尺 1 台	1台	<u>40</u>	プログラム スタンド
演壇		〃	<u>490</u>	
花台		〃	<u>160</u>	
机		1式	<u>320</u>	
イス	折りたたみ	〃	<u>490</u>	
映写機	16mm 1台	〃	<u>4,860</u>	スクリーン 含む。
ピアノ	フルコンサート用 1台	〃	<u>8,100</u>	調律料は除 く。
指揮台		〃	<u>320</u>	
指揮用譜面台		〃	<u>160</u>	

譜面台	20台	〃	<u>310</u>	
スクリーン		〃	<u>780</u>	
定式幕		〃	<u>470</u>	
大太鼓	太鼓 1個 バチ 1組 台 1台	〃	<u>470</u>	
電気機器持込料		1KWにつき	<u>310</u>	

(イ) 文化交流施設ホール

品名	規格・台数	利用単位 (1回)	使用料	備考
ピアノ	セミコンサート用 1台	1式	円 <u>2,100</u>	調律料は除く。
反響版		〃	<u>2,100</u>	
その他市民会館大ホール設備に準ずる。				

(2) 照明設備

(ア) 市民会館大ホール

品名	規格・台数	利用単位 (1回)	使用料	備考
ボーダーライト		1列	円 <u>1,100</u>	
サスペンションライト		〃	<u>1,570</u>	
アッパーホリゾン トライト		〃	<u>1,410</u>	
ロアホリゾン トライト		〃	<u>1,260</u>	
トーマンタル スポットライト		1式	<u>1,260</u>	
フロント サイド スポット ライト		1式	<u>1,890</u>	

譜面台	20台	〃	<u>320</u>	
スクリーン		〃	<u>810</u>	
定式幕		〃	<u>490</u>	
大太鼓	太鼓 1個 バチ 1組 台 1台	〃	<u>490</u>	
電気機器持込料		1KWにつき	<u>320</u>	

(イ) 文化交流施設ホール

品名	規格・台数	利用単位 (1回)	使用料	備考
ピアノ	セミコンサート用 1台	1式	円 <u>2,160</u>	調律料は除く。
反響版		〃	<u>2,160</u>	
その他市民会館大ホール設備に準ずる。				

(2) 照明設備

(ア) 市民会館大ホール

品名	規格・台数	利用単位 (1回)	使用料	備考
ボーダーライト		1列	円 <u>1,140</u>	
サスペンション ライト		〃	<u>1,620</u>	
アッパーホリ ゾン トライト		〃	<u>1,460</u>	
ロアホリ ゾン トライト		〃	<u>1,300</u>	
トーマン タル ス ポ ッ ト ラ イ ト		1式	<u>1,300</u>	
フ ロ ン ト サ イ ド ス ポ ッ ト ラ イ ト		1式	<u>1,950</u>	



シーリングスポットライト		〃	<u>1,890</u>
センターフォロースポットライト	2000W	1台	<u>2,040</u>
プロセニウムスポットライト		〃	<u>150</u>
スポットライト	1000W	〃	<u>310</u>
スポットライト	500W	〃	<u>150</u>
パーライト	1000W	〃	<u>310</u>
パーライト	500W	〃	<u>150</u>
ACビームライト	250W 4台 1組	1組	<u>630</u>
フォロースポットライト	1000W	1台	<u>630</u>
カッタースポットライト	1000W	〃	<u>630</u>
ITOスポットライト	650W	〃	<u>630</u>
スポックスライト	500W	〃	<u>150</u>
ストリップライト	60W12灯	〃	<u>310</u>
エフェクトマシン		1式	<u>940</u>
波のエフェクトマシン		1台	<u>630</u>
プロジェクタースポットライト	2000W	〃	<u>940</u>
プロジェクタースポットライト	1000W	〃	<u>470</u>
ストロボ		〃	<u>310</u>
スモークマシン		〃	<u>780</u>
ミラーボール		〃	<u>630</u>
照明機器持込料		1KWにつき	<u>310</u>
調光操作卓持込料		1chにつき	<u>70</u>

シーリングスポットライト		〃	<u>1,950</u>
センターフォロースポットライト	2000W	1台	<u>2,100</u>
プロセニウムスポットライト		〃	<u>160</u>
スポットライト	1000W	〃	<u>320</u>
スポットライト	500W	〃	<u>160</u>
パーライト	1000W	〃	<u>320</u>
パーライト	500W	〃	<u>160</u>
ACビームライト	250W 4台 1組	1組	<u>650</u>
フォロースポットライト	1000W	1台	<u>650</u>
カッタースポットライト	1000W	〃	<u>650</u>
ITOスポットライト	650W	〃	<u>650</u>
スポックスライト	500W	〃	<u>160</u>
ストリップライト	60W12灯	〃	<u>320</u>
エフェクトマシン		1式	<u>970</u>
波のエフェクトマシン		1台	<u>650</u>
プロジェクタースポットライト	2000W	〃	<u>970</u>
プロジェクタースポットライト	1000W	〃	<u>490</u>
ストロボ		〃	<u>320</u>
スモークマシン		〃	<u>810</u>
ミラーボール		〃	<u>650</u>
照明機器持込料		1KWにつき	<u>320</u>
調光操作卓持込料		1chにつき	<u>80</u>

(イ) 市民体育館体育ホール

品名	規格・台数	利用単位 (1回)	使用料	備考
基本セット		1式	円 4,720	シーリングボ ダーホリゾン トライト
スポットライト、フィルター等については、市民会館大ホール設備に準ずる。				

(ウ) 文化交流施設ホール

品名	規格・台数	利用単位 (1回)	使用料	備考
センターフォロース ポットライト	700W	1台	円 730	
その他市民会館大ホール設備に準ずる。				

(3) 照明設備仕込料

(ア) 市民会館大ホール、文化交流施設ホール

第1種	無料	基本照明（ボーダーライト、シーリングスポットライト 又はフロントサイドスポットライト）利用の場合		
第2種	円 3,930	第1種に加えて2列以下のサスペンションライト又はト ーメンタルスポットライトを利用の場合		
第3種	7,870	第2種に加えてその他の設備を利用の場合		

(イ) 市民体育館体育ホール

第1種	無料	基本セットのみの仕込み		
第2種	円 3,930	第1種に加えてスポットライト10台まで利用の場合		
第3種	7,870	第2種に加えてその他の設備を利用の場合		

(4) 音響設備

(ア) 市民会館大ホール

品名	規格・台数	利用単位 (1回)	使用料	備考
----	-------	--------------	-----	----

(イ) 市民体育館体育ホール

品名	規格・台数	利用単位 (1回)	使用料	備考
基本セット		1式	円 4,860	シーリングボ ダーホリゾン トライト
スポットライト、フィルター等については、市民会館大ホール設備に準ずる。				

(ウ) 文化交流施設ホール

品名	規格・台数	利用単位 (1回)	使用料	備考
センターフォロース ポットライト	700W	1台	円 760	
その他市民会館大ホール設備に準ずる。				

(3) 照明設備仕込料

(ア) 市民会館大ホール、文化交流施設ホール

第1種	無料	基本照明（ボーダーライト、シーリングスポットライト 又はフロントサイドスポットライト）利用の場合		
第2種	円 4,050	第1種に加えて2列以下のサスペンションライト又はト ーメンタルスポットライトを利用の場合		
第3種	8,100	第2種に加えてその他の設備を利用の場合		

(イ) 市民体育館体育ホール

第1種	無料	基本セットのみの仕込み		
第2種	円 4,050	第1種に加えてスポットライト10台まで利用の場合		
第3種	8,100	第2種に加えてその他の設備を利用の場合		

(4) 音響設備

(ア) 市民会館大ホール

品名	規格・台数	利用単位 (1回)	使用料	備考
----	-------	--------------	-----	----

音響拡声装置		1 式	円 3,150	マイクロ ホン2本 付き
エレベーターマイ クロホン装置		〃	630	
3点吊マイクロホン		〃	630	
ワイヤレスマイク ロホン装置		1 ch	1,260	使用可能c h数 4 ch
オープンテープレ コーダー		1 台	1,570	
カセットテープレ コーダー		〃	630	
デジタルオーディ オテープデッキ		〃	630	
コンパクトディス クプレーヤー		〃	630	
ミニディスクプレ ーヤー		〃	780	
エコーマシン		〃	780	
マイクロホン(A)		1 本	470	ダイナミ ック
マイクロホン(B)		〃	630	コンデン サ
マイクロホン(C)		〃	940	(A)(B)以 外
移動用スピーカー (A)		1 台	780	
移動用スピーカー (B)		〃	470	
移動用はね返りス ピーカー		〃	310	
マイクスタンド		1 本	70	
音響機器持込料		1 KWにつき	310	

音響拡声装置		1 式	円 3,240	マイクロ ホン2本 付き
エレベーターマイ クロホン装置		〃	650	
3点吊マイクロホン		〃	650	
ワイヤレスマイク ロホン装置		1 ch	1,300	使用可能c h数 4 ch
オープンテープレ コーダー		1 台	1,620	
カセットテープレ コーダー		〃	650	
デジタルオーディ オテープデッキ		〃	650	
コンパクトディス クプレーヤー		〃	650	
ミニディスクプレ ーヤー		〃	810	
エコーマシン		〃	810	
マイクロホン(A)		1 本	490	ダイナミ ック
マイクロホン(B)		〃	650	コンデン サ
マイクロホン(C)		〃	970	(A)(B)以 外
移動用スピーカー (A)		1 台	810	
移動用スピーカー (B)		〃	490	
移動用はね返りス ピーカー		〃	320	
マイクスタンド		1 本	80	
音響機器持込料		1 KWにつき	320	

音響調整卓持込料		1 chにつき	<u>150</u>	
(イ) 市民体育館体育ホール				
品名	規格・台数	利用単位 (1回)	使用料	備考
音響拡声装置		1式	円 <u>4,720</u>	
移動用ステージスピー ーカー		〃	<u>1,570</u>	
その他市民会館大ホール設備に準ずる。				
(ウ) 文化交流施設ホール				
品名	規格・台数	利用単位 (1回)	使用料	備考
音響拡声装置		1式	円 <u>2,100</u>	マイクロホ ン2本付き
その他市民会館大ホール設備に準ずる。				
(5) 音響設備仕込料 (市民会館大ホール、市民体育館体育ホール、文化交 流施設ホール)				
仕込料		<u>1,570円</u>		

音響調整卓持込料		1 chにつき	<u>160</u>	
(イ) 市民体育館体育ホール				
品名	規格・台数	利用単位 (1回)	使用料	備考
音響拡声装置		1式	円 <u>4,860</u>	
移動用ステージスピー ーカー		〃	<u>1,620</u>	
その他市民会館大ホール設備に準ずる。				
(ウ) 文化交流施設ホール				
品名	規格・台数	利用単位 (1回)	使用料	備考
音響拡声装置		1式	円 <u>2,160</u>	マイクロホ ン2本付き
その他市民会館大ホール設備に準ずる。				
(5) 音響設備仕込料 (市民会館大ホール、市民体育館体育ホール、文化交 流施設ホール)				
仕込料		<u>1,620円</u>		

(第2条関係) 遠野市手数料条例 (平成17年遠野市条例第82号) 新旧対照表

現行			改正後			備考
別表 (第2条関係)			別表 (第2条関係)			
事務	名称	金額	事務	名称	金額	
1~18 (略)			1~18 (略)			
19 し尿の収集運搬	し尿の収集運搬手数料	次に掲げる区分の額 (10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。) (1) 2001以内のとき <u>1,</u>	19 し尿の収集運搬	し尿の収集運搬手数料	次に掲げる区分の額 (10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。) (1) 2001以内のとき <u>1,</u>	

		000円 (2) 2001を超えたとき (1)の金額に101につき50円を加えた額			030円 (2) 2001を超えたとき (1)の金額に101につき60円を加えた額
20～55 (略)			20～55 (略)		

(第3条関係) 遠野市立学校施設使用に関する条例 (平成17年遠野市条例第85号) 新旧対照表

現行			改正後			備考
別表 (第10条関係) 遠野市立学校施設使用料			別表 (第10条関係) 遠野市立学校施設使用料			
区分	使用料	摘要	区分	使用料	摘要	
屋内運動場 (体育館)	1時間につき780円		屋内運動場 (体育館)	1時間につき810円		
教室 (1教室につき)	1時間につき310円		教室 (1教室につき)	1時間につき320円		
屋外運動場 (校庭)	1時間につき420円		屋外運動場 (校庭)	1時間につき440円		
屋外照明施設	1時間につき1,050円	遠野小学校、遠野中学校及び遠野東中学校	屋外照明施設	1時間につき1,080円	遠野小学校、遠野中学校及び遠野東中学校	
備考 使用時間が1時間未満のとき、又はこれに1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。			備考 使用時間が1時間未満のとき、又はこれに1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。			

(第4条関係) 遠野市清養園保養センター条例 (平成17年遠野市条例第103号) 新旧対照表

現行				改正後				備考
別表 (第8条関係) (1) 保養センター施設 (スケート場を除く。) 使用料 (1人1回につき)				別表 (第8条関係) (1) 保養センター施設 (スケート場を除く。) 使用料 (1人1回につき)				
区分		使用料		区分		使用料		
児童・生徒 (高校生を除く。)		個人	150円	児童・生徒 (高校生を除く。)		個人	150円	
		団体	100円			団体	110円	
一般	60歳未満	個人	210円	一般	60歳未満	個人	220円	

	(高校生を含む。)	団体	150円
60歳以上		個人	150円
		団体	100円

※団体は、20人以上の場合とする。

(2) 保養センタースケート場使用料 (1人1回につき)

区分		使用料	
児童・生徒 (高校生を除く。)	個人	210円	
	団体	150円	
一般	60歳未満 (高校生を含む。)	個人	310円
		団体	260円
	60歳以上	個人	210円
		団体	150円

※団体は、20人以上の場合とする。

(3) 保養センター備品使用料

区分		使用料
スケート靴	児童・生徒 (高校生を除く。)	1回につき 210円
	一般 (高校生を含む。)	1回につき 310円
ボート		1艘につき 310円

	(高校生を含む。)	団体	160円
60歳以上		個人	160円
		団体	110円

※団体は、20人以上の場合とする。

(2) 保養センタースケート場使用料 (1人1回につき)

区分		使用料	
児童・生徒 (高校生を除く。)	個人	220円	
	団体	160円	
一般	60歳未満 (高校生を含む。)	個人	320円
		団体	270円
	60歳以上	個人	220円
		団体	160円

※団体は、20人以上の場合とする。

(3) 保養センター備品使用料

区分		使用料
スケート靴	児童・生徒 (高校生を除く。)	1回につき 220円
	一般 (高校生を含む。)	1回につき 320円
ボート		1艘につき 320円

(第5条関係) 遠野市国民健康保険診療施設使用料及び手数料条例 (平成17年遠野市条例第109号) 新旧対照表

現行		改正後		備考
別表第1 (第2条関係) 診療所の使用料及び手数料		別表第1 (第2条関係) 診療所の使用料及び手数料		
名称	金額	名称	金額	
1 健康診断料	(1) 個人健康診断料 診療報酬点数表に定める個人健康診断料の点数に10円を乗じた額に100分の105を乗じて得た額	1 健康診断料	(1) 個人健康診断料 診療報酬点数表に定める個人健康診断料の点数に10円を乗じた額に100分の108を乗じて得た額	

	(2) 集団健康診断料（医科・歯科）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づく健康診断料（医科） 1人につき個人健康診断料により算定した額の100分の80に相当する額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額
2 予防接種料	使用薬剤の購入費に初診料及び注射料を加えた額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額
3 死体検案料及び死体検案のための医師派遣料	(1) 死体（変死体を除く。）検案料 1体につき <u>5,250円</u> (2) 変死体検案料 1体につき <u>10,500円</u> (3) 変死体検案のための医師派遣料 診療報酬点数表に定める往診料の点数に10円を乗じた額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額
4 死体処置料	1体につき <u>3,150円</u>
5 往診時交通費	1回につき <u>1,050円</u>
6 文書料	(1) 健康診断書 ア 個人に係るもの 1通につき <u>2,100円</u> イ 事業所等に係るもの (ア) 個人票 1通につき <u>1,050円</u> (イ) 連記式のもの 1人につき <u>630円</u> (2) 主治医意見書 ア 新規申請 (ア) 在宅サービス利用者 1通につき <u>5,250円</u> (イ) 施設サービス利用者 1通につき <u>4,200円</u> イ 継続申請 (ア) 在宅サービス利用者 1通につき <u>4,200円</u> (イ) 施設サービス利用者 1通につき <u>3,150円</u> (3) 死亡診断書 1通につき <u>3,150円</u> (4) その他の診断書 1通につき <u>3,150円</u> (5) 死体検案書 1通につき <u>5,250円</u> (6) 変死体検案書 1通につき <u>10,500円</u> (7) 交通事故に係る証明書 1通につき <u>3,150円</u> (8) その他の証明書 1通につき <u>1,050円</u>

備考 この表に規定のないものについては、中央診療所長が市長の承認を得て別に定める。

別表第2（第2条関係）

	(2) 集団健康診断料（医科・歯科）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づく健康診断料（医科） 1人につき個人健康診断料により算定した額の100分の80に相当する額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額
2 予防接種料	使用薬剤の購入費に初診料及び注射料を加えた額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額
3 死体検案料及び死体検案のための医師派遣料	(1) 死体（変死体を除く。）検案料 1体につき <u>5,400円</u> (2) 変死体検案料 1体につき <u>10,800円</u> (3) 変死体検案のための医師派遣料 診療報酬点数表に定める往診料の点数に10円を乗じた額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額
4 死体処置料	1体につき <u>3,240円</u>
5 往診時交通費	1回につき <u>1,080円</u>
6 文書料	(1) 健康診断書 ア 個人に係るもの 1通につき <u>2,160円</u> イ 事業所等に係るもの (ア) 個人票 1通につき <u>1,080円</u> (イ) 連記式のもの 1人につき <u>650円</u> (2) 主治医意見書 ア 新規申請 (ア) 在宅サービス利用者 1通につき <u>5,400円</u> (イ) 施設サービス利用者 1通につき <u>4,320円</u> イ 継続申請 (ア) 在宅サービス利用者 1通につき <u>4,320円</u> (イ) 施設サービス利用者 1通につき <u>3,240円</u> (3) 死亡診断書 1通につき <u>3,240円</u> (4) その他の診断書 1通につき <u>3,240円</u> (5) 死体検案書 1通につき <u>5,400円</u> (6) 変死体検案書 1通につき <u>10,800円</u> (7) 交通事故に係る証明書 1通につき <u>3,240円</u> (8) その他の証明書 1通につき <u>1,080円</u>

備考 この表に規定のないものについては、中央診療所長が市長の承認を得て別に定める。

別表第2（第2条関係）

歯科点数表算定外歯冠修復及び欠損補綴料

名称	金額
1 保存	インレー ア 白金加金又は20K 小臼歯 1 歯につき <u>21,000円</u> イ 白金加金又は20K 大臼歯 1 歯につき <u>26,250円</u> ウ ハイブリッド 1 歯につき <u>25,750円</u>
2 歯冠補綴	(1) 全部鑄造冠 ア 白金加金 1 歯につき <u>42,000円</u> イ 20K 1 歯につき <u>42,000円</u> (2) 硬質レジン前装冠 ア 18K 1 歯につき <u>42,000円</u> イ 12Pd 1 歯につき <u>30,450円</u> (3) 金属焼付ポーセレン 1 歯につき <u>68,250円</u> (4) オールセラミック 1 歯につき <u>73,500円</u> (5) 支台築造 ア 12Pd 1 歯につき <u>5,250円</u> イ セラミックポスト 1 歯につき <u>15,750円</u>
3 有床義歯	(1) 金属床 総義歯・局部義歯（人工歯料及び各個トレー料を含む。） <u>147,000円</u> (2) フレキサイト義歯 ア 1 歯から4 歯まで <u>73,500円</u> イ 5 歯から7 歯まで <u>84,000円</u> ウ 8 歯以上 <u>94,500円</u> エ 総義歯 <u>126,000円</u>
4 矯正	(1) メインテナー 一顎につき <u>21,000円</u> (2) 矯正用床装置 一顎につき <u>42,000円</u> (3) チンキャップ装置 <u>42,000円</u> (4) 全顎矯正 基準 <u>315,000円</u>
5 インプラント	手術 1 歯につき <u>105,000円</u> （インプラント体、上部構造及び印象に要する額は、宮守歯科診療所長が市長の承認を得て別に定める。）

備考

- この表に規定のないものについては、宮守歯科診療所長が市長の承認を得て別に定める。
- この表に規定のある項目で、特殊な設計、技術等を必要とするもの

歯科点数表算定外歯冠修復及び欠損補綴料

名称	金額
1 保存	インレー ア 白金加金又は20K 小臼歯 1 歯につき <u>21,600円</u> イ 白金加金又は20K 大臼歯 1 歯につき <u>27,000円</u> ウ ハイブリッド 1 歯につき <u>27,000円</u>
2 歯冠補綴	(1) 全部鑄造冠 ア 白金加金 1 歯につき <u>43,200円</u> イ 20K 1 歯につき <u>43,200円</u> (2) 硬質レジン前装冠 ア 18K 1 歯につき <u>43,200円</u> イ 12Pd 1 歯につき <u>31,320円</u> (3) 金属焼付ポーセレン 1 歯につき <u>70,200円</u> (4) オールセラミック 1 歯につき <u>75,600円</u> (5) 支台築造 ア 12Pd 1 歯につき <u>5,400円</u> イ セラミックポスト 1 歯につき <u>16,200円</u>
3 有床義歯	(1) 金属床 総義歯・局部義歯（人工歯料及び各個トレー料を含む。） <u>151,200円</u> (2) 弾性義歯 ア 1 歯から4 歯まで <u>75,600円</u> イ 5 歯から7 歯まで <u>86,400円</u> ウ 8 歯以上 <u>97,200円</u> エ 総義歯 <u>129,600円</u>
4 矯正	(1) メインテナー 一顎につき <u>21,600円</u> (2) 矯正用床装置 一顎につき <u>43,200円</u> (3) チンキャップ装置 <u>43,200円</u> (4) 全顎矯正 基準 <u>324,000円</u>
5 インプラント	手術 1 歯につき <u>108,000円</u> （インプラント体、上部構造及び印象に要する額は、宮守歯科診療所長が市長の承認を得て別に定める。）

備考

- この表に規定のないものについては、宮守歯科診療所長が市長の承認を得て別に定める。
- この表に規定のある項目で、特殊な設計、技術等を必要とするもの



については、当該設計、技術等を考慮し、宮守歯科診療所長が市長の承認を得て別に定める。

については、当該設計、技術等を考慮し、宮守歯科診療所長が市長の承認を得て別に定める。

(第6条関係) 遠野市森林総合センター条例(平成17年遠野市条例第116号)新旧対照表

現行				改正後				備考
(使用料) 第21条 利用者は、次の表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。				(使用料) 第21条 利用者は、次の表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。				
施設名	午前(9時から12時まで)	午後(12時から17時まで)	夜間(17時から21時まで)	施設名	午前(9時から12時まで)	午後(12時から17時まで)	夜間(17時から21時まで)	
会議室	630円	840円	840円	会議室	650円	870円	870円	
視聴覚室	630円	840円	840円	視聴覚室	650円	870円	870円	
多目的ホール	1,890円	2,520円	2,520円	多目的ホール	1,950円	2,600円	2,600円	

(第7条関係) 遠野ふるさと村条例(平成17年遠野市条例第126号)新旧対照表

現行			改正後			備考
(使用料) 第31条 利用者は、次の表に定める使用料を納付しなければならない。			(使用料) 第31条 利用者は、次の表に定める使用料を納付しなければならない。			
区分		使用料	区分		使用料	
個別利用	大人	1回につき 1人 520円	個別利用	大人	1回につき 1人 540円	
	高校生以下	1回につき 1人 310円		高校生以下	1回につき 1人 320円	
団体利用(20人以上)	大人	1回につき 1人 470円	団体利用(20人以上)	大人	1回につき 1人 490円	
	高校生以下	1回につき		高校生以下	1回につき	

		1人 <u>260円</u>			1人 <u>270円</u>
貸切利用	曲り家等1棟につき	1日につき <u>3,150円</u>	貸切利用	曲り家等1棟につき	1日につき <u>3,240円</u>
		半日につき <u>1,570円</u>			半日につき <u>1,620円</u>

(第8条関係) 遠野市たかむろ水光園条例(平成17年遠野市条例第127号)新旧対照表

現行				改正後				備考
別表(第37条関係)				別表(第37条関係)				
1 日帰り使用料				1 日帰り使用料				
(1) 入園料				(1) 入園料				
区分		使用料	備考	区分		使用料	備考	
農村活力センター・民家園	大人	<u>310円</u>	1 利用時間は、午前10時から午後4時までとする。 2 団体割引 20人以上の団体の場合は、団体人数の入園料合計額に100分の10を乗じて得た額を減ずるものとする。	農村活力センター・民家園	大人	<u>320円</u>	1 利用時間は、午前10時から午後4時までとする。 2 団体割引 20人以上の団体の場合は、団体人数の入園料合計額に100分の10を乗じて得た額を減ずるものとする。	
	小・中学生	<u>210円</u>			小・中学生	<u>220円</u>		
	幼児	無料とする。ただし、幼児を主とした10人以上の団体の場合は、幼児1人につき <u>100円</u>			幼児	無料とする。ただし、幼児を主とした10人以上の団体の場合は、幼児1人につき <u>110円</u>		
(2) 入館料				(2) 入館料				
区分		使用料	備考	区分		使用料	備考	
農村交流センター	大人	入館した時刻から3時間まで 1人 <u>520円</u>	3時間を超えた場合は、1時間につき210円増しとし、小・中学生はその半額とする。ただし、1人当たり使用料の上限額は、大人 <u>1,050円</u> とし、小・中学生はその半額とする。	農村交流センター	大人	入館した時刻から3時間まで 1人 <u>540円</u>	3時間を超えた場合は、1時間につき220円増しとし、小・中学生はその半額とする。ただし、1人当たり使用料の上限額は、大人 <u>1,080円</u> とし、小・中学生はその半額とする。	
	小・中学生	入館した時刻から3時間まで 1人 <u>310円</u>			小・中学生	入館した時刻から3時間まで 1人 <u>320円</u>		
	幼児	無料とする。ただし、幼児を主とした10人以上の団体の場合は、幼児			幼児	無料とする。ただし、幼児を主とした10人以上の団体の場合は、幼児		

			1人につき 100円	
時間帯割引	大人		午前10時から午後9時まで 1人 <u>940円</u>	
			午後1時から午後9時まで 1人 <u>730円</u>	
			午後5時から午後9時まで 1人 <u>520円</u>	
	小・中学生		午前10時から午後9時まで 1人 <u>520円</u>	
			午後1時から午後9時まで 1人 <u>310円</u>	
			午後5時から午後9時まで 1人 <u>210円</u>	
市民特別料金	市内に住所を有する60歳以上の者		午前10時から午後5時まで 1人 <u>730円</u>	平日のみで、午前10時から午後5時までの時間帯とし、土・日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝祭日及び次の期間は除く。 (1) 8月13日から同月16日まで (2) 12月28日から翌年の1月4日まで
			午後1時から午後5時まで 1人 <u>520円</u>	
			入館から3時間以内 1人 <u>420円</u>	
回数券	大人	3時間用	6枚綴り券 <u>2,620円</u> 13枚綴り券 <u>5,250円</u>	1回の利用につき3時間を超えた場合は、1時間につき <u>210円</u> 増しとする。ただし、1人当たり使用料の上限額は <u>1,050円</u> とする。
		1日	6枚綴り券	

			1人につき 110円	
時間帯割引	大人		午前10時から午後9時まで 1人 <u>970円</u>	
			午後1時から午後9時まで 1人 <u>760円</u>	
			午後5時から午後9時まで 1人 <u>540円</u>	
	小・中学生		午前10時から午後9時まで 1人 <u>540円</u>	
			午後1時から午後9時まで 1人 <u>320円</u>	
			午後5時から午後9時まで 1人 <u>220円</u>	
市民特別料金	市内に住所を有する60歳以上の者		午前10時から午後5時まで 1人 <u>760円</u>	平日のみで、午前10時から午後5時までの時間帯とし、土・日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝祭日及び次の期間は除く。 (1) 8月13日から同月16日まで (2) 12月28日から翌年の1月4日まで
			午後1時から午後5時まで 1人 <u>540円</u>	
			入館から3時間以内 1人 <u>440円</u>	
回数券	大人	3時間用	6枚綴り券 <u>2,700円</u> 13枚綴り券 <u>5,400円</u>	1回の利用につき3時間を超えた場合は、1時間につき <u>220円</u> 増しとする。ただし、1人当たり使用料の上限額は <u>1,080円</u> とする。
		1日	6枚綴り券 <u>4,860円</u>	

		日用	4,720円 13枚綴り券 9,450円	後9時までとする。
	小・中学生	3時間用	6枚綴り券 1,570円 13枚綴り券 3,150円	

(3) 各室貸切使用料

区分		使用料	備考
農村活力センター	10畳間	1時間につき 1,050円	
	20畳間	1時間につき 2,100円	
民家園・農村交流センター	6から12.5畳間	1時間につき 1,050円	
芸能館	午前9時から午後0時まで	21,000円	食堂の食事利用の場合は、無料とする。時間帯の超過利用は、1時間につき2割増しとする。 付加 暖房を使用する場合 使用料の合計額に100分の50を乗じて得た額 営業を目的として利用する場合 使用料の合計額に100分の200を乗じて得た額 割引 時間帯を2以上連続して利用する場合 利用料の合計額に100分の20を乗じて得た額
	午後0時から午後5時まで	31,500円	
	午後5時から午後9時まで	52,500円	

2 宿泊使用料

区分			使用料	備考
農村活力センター・民家	各室	大人	1人につき 4,200円	宿泊の利用時間は、午後4時から翌日午前10時までとする。

		用	13枚綴り券 9,720円	1回の利用につき3時間を超えた場合は、1時間につき110円増しとする。ただし、1人当たり使用料の上限額は540円とする。
	小・中学生	3時間用	6枚綴り券 1,620円 13枚綴り券 3,240円	

(3) 各室貸切使用料

区分		使用料	備考
農村活力センター	10畳間	1時間につき 1,080円	
	20畳間	1時間につき 2,160円	
民家園・農村交流センター	6から12.5畳間	1時間につき 1,080円	
芸能館	午前9時から午後0時まで	21,600円	食堂の食事利用の場合は、無料とする。時間帯の超過利用は、1時間につき2割増しとする。 付加 暖房を使用する場合 使用料の合計額に100分の50を乗じて得た額 営業を目的として利用する場合 使用料の合計額に100分の200を乗じて得た額 割引 時間帯を2以上連続して利用する場合 利用料の合計額に100分の20を乗じて得た額
	午後0時から午後5時まで	32,400円	
	午後5時から午後9時まで	54,000円	

2 宿泊使用料

区分			使用料	備考
農村活力センター・民家	各室	大人	1人につき 4,320円	宿泊の利用時間は、午後4時から翌日午前10時までとする。

園・農村交流センター	小・中学生	1人につき 3,570円	時までとする。 1室に2人以下で宿泊する場合は、1人につき520円増しとする。	家園・農村交流センター	小・中学生	1人につき 3,680円	10時までとする。 1室に2人以下で宿泊する場合は、1人につき540円増しとする。
------------	-------	-----------------	--	-------------	-------	-----------------	--

(第9条関係) 遠野市寺沢高原レクリエーション施設条例(平成17年遠野市条例第129号)新旧対照表

現行				改正後				備考
別表(第20条関係) 使用料				別表(第20条関係) 使用料				
施設名	区分	昼間利用 (10時~16時)	夜間利用 (16時~翌朝10時)	施設名	区分	昼間利用 (10時~16時)	夜間利用 (16時~翌朝10時)	
遠野市寺沢 高原レクリ エーション 施設	バンガローA	1,000円	2,000円	遠野市寺沢 高原レクリ エーション 施設	バンガローA	1,030円	2,060円	
	バンガローB	1,000円	2,000円		バンガローB	1,030円	2,060円	
	バンガローC	1,000円	2,000円		バンガローC	1,030円	2,060円	
	バンガローD	1,000円	2,000円		バンガローD	1,030円	2,060円	
備考				備考				
1 上記金額は、バンガロー1棟の1回当たりの利用とする。				1 上記金額は、バンガロー1棟の1回当たりの利用とする。				
2 上記の利用区分の利用時間を超えて利用する場合は、その合計額とする。				2 上記の利用区分の利用時間を超えて利用する場合は、その合計額とする。				
3 市内居住者の使用料は、上記使用料に100分の50を乗じて得た額とする。				3 市内居住者の使用料は、上記使用料に100分の50を乗じて得た額とする。				
4 利用者が入場料(これに類する会費等を含む。)を徴収する場合は、使用料の合計額に100分の50を乗じて得た額を当該使用料に加算する。				4 利用者が入場料(これに類する会費等を含む。)を徴収する場合は、使用料の合計額に100分の50を乗じて得た額を当該使用料に加算する。				
5 上記により難い事情がある場合は、市長が別に定める。				5 上記により難い事情がある場合は、市長が別に定める。				

(第10条関係) 遠野市かしわぎだいら交流施設条例(平成17年遠野市条例第130号)新旧対照表

現行				改正後				備考
別表第1（第20条関係） 優遊プラザ使用料				別表第1（第20条関係） 優遊プラザ使用料				
施設名	昼間利用 (10時～17時)	夜間利用 (17時以降)	摘要	施設名	昼間利用 (10時～17時)	夜間利用 (17時以降)	摘要	
優遊ホール	1,000円	1,500円		優遊ホール	1,030円	1,550円		
試食体験工房	1,000円	1,500円		試食体験工房	1,030円	1,550円		
調理体験工房	1,500円	1,800円		調理体験工房	1,550円	1,860円		
備考				備考				
1 施設の使用料は、1時間当たりの使用料とする。				1 施設の使用料は、1時間当たりの使用料とする。				
2 利用時間は、準備及び後片付けの時間を含むものとし、利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、これを切り上げ1時間とする。				2 利用時間は、準備及び後片付けの時間を含むものとし、利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、これを切り上げ1時間とする。				
3 冷房又は暖房を使用する場合における使用料は、当該使用料の合計額に100分の150を乗じて得た額とする。				3 冷房又は暖房を使用する場合における使用料は、当該使用料の合計額に100分の150を乗じて得た額とする。				
4 営利を目的として入場料（これに類する会費等を含む。）を徴収する場合における使用料は、当該使用料の合計額に100分の200を乗じて得た額とする。				4 営利を目的として入場料（これに類する会費等を含む。）を徴収する場合における使用料は、当該使用料の合計額に100分の200を乗じて得た額とする。				
5 上記により難しい場合における使用料は、市長が別に定める。				5 上記により難しい場合における使用料は、市長が別に定める。				
別表第2（第20条関係） ふるさと交流館使用料				別表第2（第20条関係） ふるさと交流館使用料				
施設名	昼間利用 (10時～17時)	夜間利用 17時以降	摘要	施設名	昼間利用 (10時～17時)	夜間利用 17時以降	摘要	
多目的ホール	1人当たり 300円			多目的ホール	1人当たり 310円			
調理実習室	600円	700円		調理実習室	620円	720円		
伝承の間（和室）	1人当たり 300円			伝承の間（和室）	1人当たり 310円			

バーベキューガーデン	1面当たり	500円	
浴室	1人当たり	500円	宿泊室を宿泊利用する場合は、無料とする。

施設名	昼間利用 (10時～15時)	宿泊利用 (16時～翌日10時)	摘要
宿泊室	基本使用料	基本使用料	基本使用料は、1室当たりとする。
	1人当たり	1人当たり	
	1,500円	3,500円	
	1,000円	2,000円	

備考

- 1 宿泊室を除く施設の使用料は、1時間当たりの使用料とする。
- 2 利用時間は、準備及び後片付けの時間を含むものとし、利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、これを切り上げ1時間とする。
- 3 冷房又は暖房を使用する場合における多目的ホール及び伝承の間の使用料は、それぞれ当該使用料の合計額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 4 営利を目的として入場料（これに類する会費等を含む。）を徴収する場合における多目的ホール、調理室、伝承の間及びバーベキューガーデンの使用料は、それぞれ当該使用料の合計額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 5 昼間利用又は宿泊利用の時間帯を超えて利用する場合における宿泊室の使用料は、昼間利用及び宿泊利用の使用料の額の合計額とする。
- 6 営利を目的として浴室及び宿泊室を利用することはできない。
- 7 上記により難しい場合における使用料は、市長が別に定める。

別表第3（第20条関係）

コテージランド使用料

施設名	昼間利用	宿泊利用	滞在利用	摘要
-----	------	------	------	----

バーベキューガーデン	1面当たり	520円	
浴室	1人当たり	520円	宿泊室を宿泊利用する場合は、無料とする。

施設名	昼間利用 (10時～15時)	宿泊利用 (16時～翌日10時)	摘要
宿泊室	基本使用料	基本使用料	基本使用料は、1室当たりとする。
	1人当たり	1人当たり	
	1,550円	3,600円	
	1,030円	2,060円	

備考

- 1 宿泊室を除く施設の使用料は、1時間当たりの使用料とする。
- 2 利用時間は、準備及び後片付けの時間を含むものとし、利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、これを切り上げ1時間とする。
- 3 冷房又は暖房を使用する場合における多目的ホール及び伝承の間の使用料は、それぞれ当該使用料の合計額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 4 営利を目的として入場料（これに類する会費等を含む。）を徴収する場合における多目的ホール、調理室、伝承の間及びバーベキューガーデンの使用料は、それぞれ当該使用料の合計額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 5 昼間利用又は宿泊利用の時間帯を超えて利用する場合における宿泊室の使用料は、昼間利用及び宿泊利用の使用料の額の合計額とする。
- 6 営利を目的として浴室及び宿泊室を利用することはできない。
- 7 上記により難しい場合における使用料は、市長が別に定める。

別表第3（第20条関係）

コテージランド使用料

施設名	昼間利用	宿泊利用	滞在利用	摘要
-----	------	------	------	----

			(10時～15時)	(16時～翌日10時)		
コテージ	A棟	A-1・A-2	5,500円	基本(1棟) 8,500円 1人 1,500円	1棟 1月当たり 70,000円	附帯する電話設備により外線を利用したときは、当該電話料金をコテージ使用料に加算する。
	B棟	B-1～B-3	5,000円	基本(1棟) 8,000円 1人 1,500円	1棟 1月当たり 68,000円	
	C棟	C-1～C-10	4,500円	基本(1棟) 7,500円 1人 1,500円	1棟 1月当たり 65,000円	
総合案内施設(交流ホール)		昼間利用(10時～17時)		1時間当たり 500円		
		夜間利用(17時以降)				
		自転車(昼間利用のみ)		3時間当たり 500円		
炭焼体験施設		体験利用(9時から17時まで)	中学生以下	1人 500円		
			高校生以下	1人 1,000円		
体験農園		家庭農園	年間使用料 1区画(30m <sup>2</sup> )当たり 10,000円		利用期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。	
		ふれあい農園	年間使用料 1区画(50m <sup>2</sup> )当たり 20,000円			

備考

- 1 コテージの滞在利用の期間は1箇月以上12箇月以内とし、当該期間における光熱水費は利用者が負担するものとする。
- 2 利用者がコテージを滞在利用する場合にあっては、当該利用者の家族は、氏名その他の事項を登録することにより、当該コテージを利用

			(10時～15時)	(16時～翌日10時)		
コテージ	A棟	A-1・A-2	5,660円	基本(1棟) 8,750円 1人 1,550円	1棟 1月当たり 72,000円	附帯する電話設備により外線を利用したときは、当該電話料金をコテージ使用料に加算する。
	B棟	B-1～B-3	5,150円	基本(1棟) 8,230円 1人 1,550円	1棟 1月当たり 69,950円	
	C棟	C-1～C-10	4,630円	基本(1棟) 7,720円 1人 1,550円	1棟 1月当たり 66,860円	
総合案内施設(交流ホール)		昼間利用(10時～17時)		1時間当たり 520円		
		夜間利用(17時以降)				
		自転車(昼間利用のみ)		3時間当たり 520円		
炭焼体験施設		体験利用(9時から17時まで)	中学生以下	1人 520円		
			高校生以下	1人 1,030円		
体験農園		家庭農園	年間使用料 1区画(30m <sup>2</sup> )当たり 10,290円		利用期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。	
		ふれあい農園	年間使用料 1区画(50m <sup>2</sup> )当たり 20,580円			

備考

- 1 コテージの滞在利用の期間は1箇月以上12箇月以内とし、当該期間における光熱水費は利用者が負担するものとする。
- 2 利用者がコテージを滞在利用する場合にあっては、当該利用者の家族は、氏名その他の事項を登録することにより、当該コテージを利用



することができるものとする。

- 3 コテージの滞在利用と併せて体験農園を利用する場合における体験農園の使用料は、年間使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 4 コテージを昼間利用した利用者は、当該棟を宿泊利用する利用者がいないときに限り、管理者に申し出ることにより、2時間を超えない範囲で、利用時間を延長することができるものとする。この場合において、使用料は、昼間利用の使用料の額に3,000円を加算した額とする。
- 5 営利を目的としてコテージを利用することはできない。
- 6 上記により難しい場合における使用料は、市長が別に定める。

別表第4（第20条関係）

ふれあい交流広場使用料

施設名	使用料		摘要
多目的広場	1時間当たり <u>1,000円</u>		
オートキャンプサイト	日帰り利用（9時から17時まで）	1区画当たり <u>2,000円</u>	利用者が5名を超えるときは、その超える人数1人につき <u>500円</u> を加算する。
	宿泊利用（14時から翌日10時まで）	1区画当たり <u>4,500円</u>	

備考

- 1 日帰り利用又は宿泊利用の時間帯を超えて利用する場合におけるオートキャンプサイトの使用料は、日帰り利用及び宿泊利用の使用料の合計額とする。
- 2 営利を目的として入場料（これに類する会費等を含む。）を徴収する場合における使用料は、当該使用料の合計額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 3 上記により難しい場合における使用料は、市長が別に定める。

することができるものとする。

- 3 コテージの滞在利用と併せて体験農園を利用する場合における体験農園の使用料は、年間使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 4 コテージを昼間利用した利用者は、当該棟を宿泊利用する利用者がいないときに限り、管理者に申し出ることにより、2時間を超えない範囲で、利用時間を延長することができるものとする。この場合において、使用料は、昼間利用の使用料の額に3,000円を加算した額とする。
- 5 営利を目的としてコテージを利用することはできない。
- 6 上記により難しい場合における使用料は、市長が別に定める。

別表第4（第20条関係）

ふれあい交流広場使用料

施設名	使用料		摘要
多目的広場	1時間当たり <u>1,030円</u>		
オートキャンプサイト	日帰り利用（9時から17時まで）	1区画当たり <u>2,060円</u>	利用者が5名を超えるときは、その超える人数1人につき <u>520円</u> を加算する。
	宿泊利用（14時から翌日10時まで）	1区画当たり <u>4,630円</u>	

備考

- 1 日帰り利用又は宿泊利用の時間帯を超えて利用する場合におけるオートキャンプサイトの使用料は、日帰り利用及び宿泊利用の使用料の合計額とする。
- 2 営利を目的として入場料（これに類する会費等を含む。）を徴収する場合における使用料は、当該使用料の合計額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 3 上記により難しい場合における使用料は、市長が別に定める。

（第11条関係）遠野市道路占用料徴収条例（平成17年遠野市条例第131号）新旧対照表

現行	改正後		備考												
別表（第2条関係） <table border="1" data-bbox="188 268 1012 365"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 268 721 316">占有物件</th> <th data-bbox="721 268 875 316">単位</th> <th data-bbox="875 268 1012 316">占有料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 316 721 365">(略)</td> <td data-bbox="721 316 875 365"></td> <td data-bbox="875 316 1012 365"></td> </tr> </tbody> </table>	占有物件	単位	占有料	(略)			別表（第2条関係） <table border="1" data-bbox="1039 268 1870 365"> <thead> <tr> <th data-bbox="1039 268 1572 316">占有物件</th> <th data-bbox="1572 268 1727 316">単位</th> <th data-bbox="1727 268 1870 316">占有料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1039 316 1572 365">(略)</td> <td data-bbox="1572 316 1727 365"></td> <td data-bbox="1727 316 1870 365"></td> </tr> </tbody> </table>		占有物件	単位	占有料	(略)			
占有物件	単位	占有料													
(略)															
占有物件	単位	占有料													
(略)															
備考 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 所在地とは、占有物件の所在地をいい、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。</li> <li>2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この備考2において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</li> <li>3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この備考3において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</li> <li>4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</li> <li>5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。</li> <li>6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。</li> <li>7 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1㎡若しくは1m未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1㎡若しくは1m未満の端数があるときは、1㎡又は1mとして計算する。</li> </ol>	備考 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 所在地とは、占有物件の所在地をいい、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。</li> <li>2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この備考2において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</li> <li>3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この備考3において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</li> <li>4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</li> <li>5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。</li> <li>6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。</li> <li>7 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1㎡若しくは1m未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1㎡若しくは1m未満の端数があるときは、1㎡又は1mとして計算する。</li> </ol>														

<p>8 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。</p> <p>9 占有の期間が1月未満のものについての占有料の額は、占有料の欄に定める金額に、当該占有の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占有の期間が翌年度にわたる場合においては、占有料の欄に定める金額に、各年度における占有の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p>	<p>8 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。</p> <p>9 占有の期間が1月未満のものについての占有料の額は、占有料の欄に定める金額に、当該占有の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占有の期間が翌年度にわたる場合においては、占有料の欄に定める金額に、各年度における占有の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p>
---	---

(第12条関係) 遠野市都市公園条例 (平成17年遠野市条例第139号) 新旧対照表

現行	改正後	備考																														
<p>別表第2 (第12条関係)</p> <p>1 法第5条第1項の規定による公園施設の設置又は管理の許可を受けた場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園施設の設置</td> <td>1月までごとに1m<sup>2</sup>までごとに</td> <td style="text-align: right;"><u>150円</u></td> </tr> <tr> <td>公園施設の管理</td> <td>1月までごとに1m<sup>2</sup>までごとに</td> <td style="text-align: right;"><u>310円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 法第6条第1項又は第3項の規定による都市公園の占有の許可を受けた場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	公園施設の設置	1月までごとに1m <sup>2</sup> までごとに	<u>150円</u>	公園施設の管理	1月までごとに1m <sup>2</sup> までごとに	<u>310円</u>	区分	単位	使用料				<p>別表第2 (第12条関係)</p> <p>1 法第5条第1項の規定による公園施設の設置又は管理の許可を受けた場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園施設の設置</td> <td>1月までごとに1m<sup>2</sup>までごとに</td> <td style="text-align: right;"><u>160円</u></td> </tr> <tr> <td>公園施設の管理</td> <td>1月までごとに1m<sup>2</sup>までごとに</td> <td style="text-align: right;"><u>320円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 法第6条第1項又は第3項の規定による都市公園の占有の許可を受けた場合</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	公園施設の設置	1月までごとに1m <sup>2</sup> までごとに	<u>160円</u>	公園施設の管理	1月までごとに1m <sup>2</sup> までごとに	<u>320円</u>	区分	単位	使用料				
区分	単位	使用料																														
公園施設の設置	1月までごとに1m <sup>2</sup> までごとに	<u>150円</u>																														
公園施設の管理	1月までごとに1m <sup>2</sup> までごとに	<u>310円</u>																														
区分	単位	使用料																														
区分	単位	使用料																														
公園施設の設置	1月までごとに1m <sup>2</sup> までごとに	<u>160円</u>																														
公園施設の管理	1月までごとに1m <sup>2</sup> までごとに	<u>320円</u>																														
区分	単位	使用料																														

電柱、変圧塔その他これらに類するもの	1年までごとに1本ごとに	<u>310円</u>
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	1年までごとに1mまでごとに	<u>15円</u>
通路で地下に設けられるもの	1年までごとに占有面積1m <sup>2</sup> までごとに	<u>140円</u>
郵便差出箱・信書便差出箱又は公衆電話所	1年までごとに1箇所ごとに	<u>370円</u>
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	1月までごとに1m <sup>2</sup> までごとに	<u>30円</u>
標識	1年までごとに1基ごとに	<u>90円</u>
板囲い、足場、詰所その他の工事用施設	1月までごとに1m <sup>2</sup> までごとに	<u>45円</u>
土石、竹木、瓦その他の工事用材料置場	1月までごとに1m <sup>2</sup> までごとに	<u>60円</u>

備考 支柱又は支線は1本と、H線は2本とみなす。

別表第3（第12条関係）

区分	単位		使用料
物品の販売、募金その他これらに類する行為	有料公園施設内における場合	1人1日までごとに	<u>945円</u>
	有料公園施設外における場合	1人1日までごとに	<u>310円</u>
業として行う写真の撮影	1日までごとに1台ごとに		<u>100円</u>
興行	1日までごとに		<u>6,300円</u>
展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	1日までごとに		<u>3,150円</u>

電柱、変圧塔その他これらに類するもの	1年までごとに1本ごとに	<u>320円</u>
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	1年までごとに1mまでごとに	<u>20円</u>
通路で地下に設けられるもの	1年までごとに占有面積1m <sup>2</sup> までごとに	<u>150円</u>
郵便差出箱・信書便差出箱又は公衆電話所	1年までごとに1箇所ごとに	<u>390円</u>
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	1月までごとに1m <sup>2</sup> までごとに	<u>40円</u>
標識	1年までごとに1基ごとに	<u>100円</u>
板囲い、足場、詰所その他の工事用施設	1月までごとに1m <sup>2</sup> までごとに	<u>50円</u>
土石、竹木、瓦その他の工事用材料置場	1月までごとに1m <sup>2</sup> までごとに	<u>70円</u>

備考 支柱又は支線は1本と、H線は2本とみなす。

別表第3（第12条関係）

区分	単位		使用料
物品の販売、募金その他これらに類する行為	有料公園施設内における場合	1人1日までごとに	<u>980円</u>
	有料公園施設外における場合	1人1日までごとに	<u>320円</u>
業として行う写真の撮影	1日までごとに1台ごとに		<u>110円</u>
興行	1日までごとに		<u>6,480円</u>
展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	1日までごとに		<u>3,240円</u>

別表第4（第12条関係）

## (1) 施設の使用料

公園施設名	利用の区分				使用料		
					土曜日及び休日以外の日1時間までごとに	土曜日及び休日1時間までごとに	
野球場	照明施設を利用する場合	入場料を徴収する場合	アマチュア野球に利用する場合	児童・生徒	14,170円	14,490円	
			一般		15,750円	16,380円	
		その他の催しに利用する場合				16,380円	17,110円
		入場料を徴収しない場合	アマチュア野球に利用する場合	児童・生徒	4,720円	4,830円	
			一般		5,250円	5,460円	
		その他の催しに利用する場合				5,460円	5,670円
	照明施設を利用しない場合	入場料を徴収する場合	アマチュア野球に利用する場合	児童・生徒	1,570円	1,890円	
			一般		3,150円	3,780円	
		その他の催しに利用する場合				3,780円	4,510円
		入場料を徴収しない場合	アマチュア野球に利用する場合	児童・生徒	520円	630円	
			一般		1,050円	1,260円	
		その他の催しに利用する場合				1,260円	1,470円
陸上競技場	貸切利用	一般		1,570円			
	個別利用	児童・生徒		100円			
		一般		210円			
テニス	照明施設	児童・生徒	1面	630円	730円		

別表第4（第12条関係）

## (1) 施設の使用料

公園施設名	利用の区分				使用料		
					土曜日及び休日以外の日1時間までごとに	土曜日及び休日1時間までごとに	
野球場	照明施設を利用する場合	入場料を徴収する場合	アマチュア野球に利用する場合	児童・生徒	14,580円	14,910円	
			一般		16,200円	16,850円	
		その他の催しに利用する場合				16,850円	17,600円
		入場料を徴収しない場合	アマチュア野球に利用する場合	児童・生徒	4,860円	4,970円	
			一般		5,400円	5,620円	
		その他の催しに利用する場合				5,620円	5,840円
	照明施設を利用しない場合	入場料を徴収する場合	アマチュア野球に利用する場合	児童・生徒	1,620円	1,950円	
			一般		3,240円	3,890円	
		その他の催しに利用する場合				3,890円	4,640円
		入場料を徴収しない場合	アマチュア野球に利用する場合	児童・生徒	540円	650円	
			一般		1,080円	1,300円	
		その他の催しに利用する場合				1,300円	1,520円
陸上競技場	貸切利用	一般		1,620円			
	個別利用	児童・生徒		110円			
		一般		220円			
テニス	照明施設	児童・生徒	1面	650円	760円		

コート	を利用する 場合		2面	840円	1,040円
			3面	1,470円	1,770円
			4面	1,680円	2,080円
		一般	1面	730円	840円
			2面	1,040円	1,260円
			3面	1,770円	2,100円
			4面	2,080円	2,520円
	照明施設 を利用し ない場合	児童・生徒	1面につき210円	1面につき310円	
		一般	1面につき310円	1面につき420円	
	多目的 運動広 場	貸切利用	児童・生徒	310円	
一般			630円		
軽スポ ーツ広 場	貸切利用	児童・生徒	520円		
		一般	1,050円		

備考

- 「入場料を徴収する場合」とは、利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 「休日」とは、次に掲げる日をいう。
  - 日曜日
  - 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(2) 附帯施設等の使用料

ア 野球場

コート	を利用する 場合		2面	870円	1,070円
			3面	1,520円	1,830円
			4面	1,730円	2,140円
		一般	1面	760円	870円
			2面	1,070円	1,300円
			3面	1,830円	2,160円
			4面	2,140円	2,600円
	照明施設 を利用し ない場合	児童・生徒	1面につき220円	1面につき320円	
		一般	1面につき320円	1面につき440円	
	多目的 運動広 場	貸切利用	児童・生徒	320円	
一般			650円		
軽スポ ーツ広 場	貸切利用	児童・生徒	540円		
		一般	1,080円		

備考

- 「入場料を徴収する場合」とは、利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 「休日」とは、次に掲げる日をいう。
  - 日曜日
  - 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(2) 附帯施設等の使用料

ア 野球場

利用の区分	附帯施設・設備等名	使用料
入場料を徴収しない場合	会議室	1回につき <u>520円</u>
	放送施設	1回につき <u>630円</u>
	スコアボード	1回につき <u>520円</u>
入場料を徴収する場合	会議室	1回につき <u>1,050円</u>
	放送施設	1回につき <u>1,260円</u>
	スコアボード	1回につき <u>1,050円</u>

備考 「利用の区分」については、(1)施設の使用料の備考1の規定による。

イ 陸上競技場

競技用具	単位	使用料
走高跳び用高度計	1日までごとに 1本ごとに	<u>30円</u>
棒高跳び用高度計	1日までごとに 1本ごとに	<u>50円</u>
ポール	1日までごとに 1組ごとに	<u>80円</u>
やり (男子用)	1日までごとに 1本ごとに	<u>30円</u>
やり (女子用)	1日までごとに 1本ごとに	<u>30円</u>
円盤 (男子用)	1日までごとに 1個ごとに	<u>20円</u>
円盤 (ジュニア用)	1日までごとに 1個ごとに	<u>20円</u>
円盤 (女子用)	1日までごとに 1個ごとに	<u>20円</u>
砲丸	1日までごとに 1個ごとに	<u>20円</u>
ハンマー	1日までごとに 1個ごとに	<u>30円</u>

利用の区分	附帯施設・設備等名	使用料
入場料を徴収しない場合	会議室	1回につき <u>540円</u>
	放送施設	1回につき <u>650円</u>
	スコアボード	1回につき <u>540円</u>
入場料を徴収する場合	会議室	1回につき <u>1,080円</u>
	放送施設	1回につき <u>1,300円</u>
	スコアボード	1回につき <u>1,080円</u>

備考 「利用の区分」については、(1)施設の使用料の備考1の規定による。

イ 陸上競技場

競技用具	単位	使用料
走高跳び用高度計	1日までごとに 1本ごとに	<u>40円</u>
棒高跳び用高度計	1日までごとに 1本ごとに	<u>60円</u>
ポール	1日までごとに 1組ごとに	<u>90円</u>
やり (男子用)	1日までごとに 1本ごとに	<u>40円</u>
やり (女子用)	1日までごとに 1本ごとに	<u>40円</u>
円盤 (男子用)	1日までごとに 1個ごとに	<u>30円</u>
円盤 (ジュニア用)	1日までごとに 1個ごとに	<u>30円</u>
円盤 (女子用)	1日までごとに 1個ごとに	<u>30円</u>
砲丸	1日までごとに 1個ごとに	<u>30円</u>
ハンマー	1日までごとに 1個ごとに	<u>40円</u>

走高跳び用支柱及びバー止	1日までごとに 1組ごとに	50円
棒高跳び用支柱及びバー止	1日までごとに 1組ごとに	70円
ハードル	1日までごとに 1台ごとに	50円
周回表示器	1日までごとに 1組ごとに	50円
投てき用足拭マット	1日までごとに 1個ごとに	150円
ハンマー投、円盤投兼用囲い	1日までごとに 1組ごとに	150円
やり投用円弧	1日までごとに 1個ごとに	30円
3,000m障害ハードル	1日までごとに 1組ごとに	150円

備考 施設の使用料の陸上競技場の部個別利用の項に該当する者は、無料とする。

走高跳び用支柱及びバー止	1日までごとに 1組ごとに	60円
棒高跳び用支柱及びバー止	1日までごとに 1組ごとに	80円
ハードル	1日までごとに 1台ごとに	60円
周回表示器	1日までごとに 1組ごとに	60円
投てき用足拭マット	1日までごとに 1個ごとに	160円
ハンマー投、円盤投兼用囲い	1日までごとに 1組ごとに	160円
やり投用円弧	1日までごとに 1個ごとに	40円
3,000m障害ハードル	1日までごとに 1組ごとに	160円
投てき距離表示板	1日までごとに 1組ごとに	110円

備考 施設の使用料の陸上競技場の部個別利用の項に該当する者は、無料とする。

(第13条関係) 遠野市営駐車場条例(平成17年遠野市条例第140号)新旧対照表

現行			改正後		備考
別表(第8条関係)			別表(第8条関係)		
1 (略)			1 (略)		
2 穀町駐車場			2 穀町駐車場		
区分	使用料	備考	区分	使用料	
定期利用	全日定期	1月につき 3,670円	定期利用	1月につき 3,780円	

(第14条関係) 遠野市下水道条例(平成17年遠野市条例第142号)新旧対照表



現行					改正後					備考
別表第1（第23条、第24条関係）					別表第1（第23条、第24条関係）					
区分	排除汚水量	使用区分			区分	排除汚水量	使用区分			
		一般用	浴場用	臨時用			一般用	浴場用	臨時用	
基本使用料 （1月につき）	10m <sup>3</sup> まで	1,442円	1,442円	—	基本使用料 （1月につき）	10m <sup>3</sup> まで	1,442円	1,442円	—	
従量使用料 （1m <sup>3</sup> につき）	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	<u>113円</u>	23円	<u>180円</u>	従量使用料 （1m <sup>3</sup> につき）	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	<u>116円</u>	23円	<u>185円</u>	
	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	<u>123円</u>				<u>126円</u>				
	30m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	<u>133円</u>				<u>136円</u>				
	40m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	<u>143円</u>				<u>147円</u>				
	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	<u>153円</u>				<u>157円</u>				
	100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	<u>163円</u>				<u>167円</u>				
	500m <sup>3</sup> を超えるもの	<u>173円</u>				<u>177円</u>				
備考					備考					
1 一般用とは、浴場用、臨時用以外の汚水をいう。					1 一般用とは、浴場用、臨時用以外の汚水をいう。					
2 浴場用とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による許可を受けた浴場から排除される汚水をいう。					2 浴場用とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による許可を受けた浴場から排除される汚水をいう。					
3 臨時用とは、土木建築に関する工事の施工に伴う排水のため、公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時的に使用する場合に排除される汚水をいう。					3 臨時用とは、土木建築に関する工事の施工に伴う排水のため、公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時的に使用する場合に排除される汚水をいう。					
別表第2（第23条、第24条関係）					別表第2（第23条、第24条関係）					
人数	認定汚水量	使用料（1月につき）			人数	認定汚水量	使用料（1月につき）			
1人	6m <sup>3</sup>	1,442円			1人	6m <sup>3</sup>	1,442円			
2人	12m <sup>3</sup>	<u>1,668円</u>			2人	12m <sup>3</sup>	<u>1,674円</u>			
3人	18m <sup>3</sup>	<u>2,346円</u>			3人	18m <sup>3</sup>	<u>2,370円</u>			

4人	23m <sup>3</sup>	2,941円	4人	23m <sup>3</sup>	2,980円
5人	27m <sup>3</sup>	3,433円	5人	27m <sup>3</sup>	3,484円
6人	30m <sup>3</sup>	3,802円	6人	30m <sup>3</sup>	3,862円
7人	32m <sup>3</sup>	4,068円	7人	32m <sup>3</sup>	4,134円
8人以上	33m <sup>3</sup>	4,201円	8人以上	33m <sup>3</sup>	4,270円

(第15条関係) 遠野市農業集落排水施設条例(平成17年遠野市条例第144号)新旧対照表

現行			改正後			備考
別表第1(第13条関係)			別表第1(第13条関係)			
人数	認定汚水量	使用料(1月につき)	人数	認定汚水量	使用料(1月につき)	
1人	6m <sup>3</sup>	1,442円	1人	6m <sup>3</sup>	1,442円	
2人	12m <sup>3</sup>	1,668円	2人	12m <sup>3</sup>	1,674円	
3人	18m <sup>3</sup>	2,346円	3人	18m <sup>3</sup>	2,370円	
4人	23m <sup>3</sup>	2,941円	4人	23m <sup>3</sup>	2,980円	
5人	27m <sup>3</sup>	3,433円	5人	27m <sup>3</sup>	3,484円	
6人	30m <sup>3</sup>	3,802円	6人	30m <sup>3</sup>	3,862円	
7人	32m <sup>3</sup>	4,068円	7人	32m <sup>3</sup>	4,134円	
8人以上	33m <sup>3</sup>	4,201円	8人以上	33m <sup>3</sup>	4,270円	
別表第2(第13条関係)			別表第2(第13条関係)			
区分	排除汚水量	金額	区分	排除汚水量	金額	
基本使用料 (1月につき)	10m <sup>3</sup> まで	1,442円	基本使用料 (1月につき)	10m <sup>3</sup> まで	1,442円	
従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	113円	従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	116円	
	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	123円		20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	126円	
	30m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	133円		30m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	136円	
	40m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	143円		40m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	147円	
	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	153円		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	157円	

100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	163円
500m <sup>3</sup> を超えるもの	173円

備考 事業所等とは、事務所、作業所、学校等で一般家庭以外のものをいう。

100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	167円
500m <sup>3</sup> を超えるもの	177円

備考 事業所等とは、事務所、作業所、学校等で一般家庭以外のものをいう。

(第16条関係) 遠野市水道事業給水条例 (平成17年遠野市条例第149号) 新旧対照表

現行				改正後				備考
(料金) 第26条 1世帯又は1箇所当たりの料金は、次の表に掲げる基本料金に超過料金を加えた額とする。				(料金) 第26条 1世帯又は1箇所当たりの料金は、次の表に掲げる基本料金に超過料金を加えた額とする。				
給水装置の種類		区分		基本料金 (1月につき)		超過料金		
		給水量		金額	一般用	団体用及び営業用		
専用給水装置	メーターの口径 (単位m)	20まで	一般用	5m <sup>3</sup> まで	1,800円	給水量が10m <sup>3</sup> を超える1m <sup>3</sup> につき 210円	給水量が10m <sup>3</sup> を超える1m <sup>3</sup> につき 240円	
				5m <sup>3</sup> を超え10m <sup>3</sup> まで	2,400円			
			団体用及び営業用	5m <sup>3</sup> まで	2,300円			
				5m <sup>3</sup> を超え10m <sup>3</sup> まで	3,000円			
		25・30	3,500円		1m <sup>3</sup> につき 210円	1m <sup>3</sup> につき 240円		
		40	9,200円					
		50	15,500円					
		75	34,500円					
100	46,000円							
専用給水装置	メーターの口径 (単位mm)	20まで	一般用	5m <sup>3</sup> まで	1,800円	給水量が10m <sup>3</sup> を超える1m <sup>3</sup> につき 216円	給水量が10m <sup>3</sup> を超える1m <sup>3</sup> につき 246円	
				5m <sup>3</sup> を超え10m <sup>3</sup> まで	2,400円			
			団体用及び営業用	5m <sup>3</sup> まで	2,300円			
				5m <sup>3</sup> を超え10m <sup>3</sup> まで	3,000円			
		25・30	3,500円		1m <sup>3</sup> につき 216円	1m <sup>3</sup> につき 246円		
		40	9,200円					
		50	15,500円					
75	34,500円							
100	46,000円							
公衆浴場用		メーターの口径ごとの基本		1m <sup>3</sup> (メーターの口径が				

公衆浴場用	メーターの口径ごとの基本料金の額。ただし、メーターの口径が、20mmまでのものについては、団体用及び営業用の区分の額を適用する。	1m <sup>3</sup> （メーターの口径が20mmまでのものについては、給水量が10m <sup>3</sup> を超える1m <sup>3</sup> （以下プール用及び臨時用について同じ。））につき <u>130円</u>	料金の額。ただし、メーターの口径が、20mmまでのものについては、団体用及び営業用の区分の額を適用する。	20mmまでのものについては、給水量が10m <sup>3</sup> を超える1m <sup>3</sup> （以下プール用及び臨時用について同じ。））につき <u>133円</u>	
		プール用		1m <sup>3</sup> につき <u>220円</u>	1m <sup>3</sup> につき <u>226円</u>
		臨時用		1m <sup>3</sup> につき <u>370円</u>	1m <sup>3</sup> につき <u>380円</u>
共用給水装置	専用給水装置に対応する額	専用給水装置に対応する額。ただし、料金の異なる2以上の用途区分に使用した場合には、別に管理者が定める割合で算定した額とする。	専用給水装置に対応する額。ただし、料金の異なる2以上の用途区分に使用した場合には、別に管理者が定める割合で算定した額とする。		
私設消火栓	—	1回の放水10分につき <u>1,300円</u>	—	1回の放水10分につき <u>1,337円</u>	

（第17条関係）遠野市消防手数料条例（平成17年遠野市条例第156号）新旧対照表

現行			改正後			備考
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）			
手数料を納付すべき者	区分	手数料の額	手数料を納付すべき者	区分	手数料の額	
(1) 消防法(昭和23年法律第186号)（以下この表において「法」という。）第10条第1項ただし書の規定による仮に貯蔵し、取り扱う場合		5,400円	(1) 消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第10条第1項ただし書の規定による仮に貯蔵し、取り扱う場合の承認を受		5,400円	

の承認を受けようとする者					けようとする者				
(2)	法第11条第1項前段の規定による設置の許可を受けようとする者	製造所	指定数量の倍数が10以下のもの	39,000円	(2)	法第11条第1項前段の規定による設置の許可を受けようとする者	製造所	指定数量の倍数が10以下のもの	39,000円
			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000円				指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000円
			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000円				指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000円
			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000円				指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000円
			指定数量の倍数が200を超えるもの	91,000円				指定数量の倍数が200を超えるもの	92,000円
	貯蔵所	屋内貯蔵所	指定数量の倍数が10以下のもの	20,000円	貯蔵所	屋内貯蔵所	指定数量の倍数が10以下のもの	20,000円	
			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	26,000円			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	26,000円	
			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	39,000円			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	39,000円	
			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	52,000円			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	52,000円	
			指定数量の倍数が200を超えるもの	66,000円			指定数量の倍数が200を超えるもの	66,000円	
		特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	指定数量の倍数が100以下のもの	20,000円		特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	指定数量の倍数が100以下のもの	20,000円	
			指定数量の倍数が100を超え10,000以下のもの	26,000円			指定数量の倍数が100を超え10,000以下のもの	26,000円	
			指定数量の倍数が10,000を超えるもの	39,000円			指定数量の倍数が10,000を超えるもの	39,000円	
	準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンク	530,000円							

		に係る屋外タンク貯蔵所を除く。)			準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	530,000円	
	特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(次欄において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(次欄において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに	危険物の貯蔵最大数量が1,000k1以上5,000k1未満のもの	820,000円		特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(次欄において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(次欄において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤	危険物の貯蔵最大数量が1,000k1以上5,000k1未満のもの	830,000円
		危険物の貯蔵最大数量が5,000k1以上10,000k1未満のもの	990,000円		危険物の貯蔵最大数量が5,000k1以上10,000k1未満のもの	1,010,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が10,000k1以上50,000k1未満のもの	1,100,000円		危険物の貯蔵最大数量が10,000k1以上50,000k1未満のもの	1,120,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が50,000k1以上100,000k1未満のもの	1,400,000円		危険物の貯蔵最大数量が50,000k1以上100,000k1未満のもの	1,420,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が100,000k1以上200,000k1未満のもの	1,640,000円		危険物の貯蔵最大数量が100,000k1以上200,000k1未満のもの	1,660,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が200,000k1以上300,000k1未満のもの	3,850,000円		危険物の貯蔵最大数量が200,000k1以上300,000k1未満のもの	3,880,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が300,000k1以上400,000k1未満のもの	5,090,000円		危険物の貯蔵最大数量が300,000k1以上400,000k1未満のもの	5,100,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が400,000k1以上のもの	6,290,000円		危険物の貯蔵最大数量が400,000k1以上のもの	6,290,000円	

	係る屋外タンク貯蔵所を除く。)		
	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000k1以上5,000k1未満のもの	1,120,000円
		危険物の貯蔵最大数量が5,000k1以上10,000k1未満のもの	1,330,000円
		危険物の貯蔵最大数量が10,000k1以上50,000k1未満のもの	1,480,000円
		危険物の貯蔵最大数量が50,000k1以上100,000k1未満のもの	1,830,000円
		危険物の貯蔵最大数量が100,000k1以上200,000k1未満のもの	2,120,000円
		危険物の貯蔵最大数量が200,000k1以上300,000k1未満のもの	4,330,000円
		危険物の貯蔵最大数量が300,000k1以上400,000k1未満のもの	5,570,000円
		危険物の貯蔵最大数量が400,000k1以上のもの	6,770,000円
	岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が400,000k1未満のもの	5,750,000円
		危険物の貯蔵最大数量が400,000k1以上500,000k1未満のもの	7,250,000円
		危険物の貯蔵最大数量が500,000k1以上のもの	10,700,000円
	屋内タンク貯蔵所		26,000円

	タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)		
	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000k1以上5,000k1未満のもの	1,130,000円
		危険物の貯蔵最大数量が5,000k1以上10,000k1未満のもの	1,340,000円
		危険物の貯蔵最大数量が10,000k1以上50,000k1未満のもの	1,500,000円
		危険物の貯蔵最大数量が50,000k1以上100,000k1未満のもの	1,830,000円
		危険物の貯蔵最大数量が100,000k1以上200,000k1未満のもの	2,140,000円
		危険物の貯蔵最大数量が200,000k1以上300,000k1未満のもの	4,350,000円
		危険物の貯蔵最大数量が300,000k1以上400,000k1未満のもの	5,570,000円
		危険物の貯蔵最大数量が400,000k1以上のもの	6,770,000円
	岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が400,000k1未満のもの	5,750,000円
		危険物の貯蔵最大数量が400,000k1以上500,000k1未満のもの	7,250,000円
		危険物の貯蔵最大数量が500,000k1以上のもの	10,700,000円

	地下タンク貯蔵所	指定数量の倍数が100以下のもの	26,000円	
		指定数量の倍数が100を超えるもの	39,000円	
	簡易タンク貯蔵所		13,000円	
	移動タンク貯蔵所(積載式移動タンク貯蔵所及び危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下この項において「令」という。)第15条第3項の移動タンク貯蔵所を除く。)		26,000円	
	積載式移動タンク貯蔵所又は令第15条第3項の移動タンク貯蔵所		39,000円	
	屋外貯蔵所		13,000円	
	取扱所	給油取扱所(屋内給油取扱所を除く。)		52,000円
		屋内給油取扱所		66,000円
		第1種販売取扱所		26,000円
		第2種販売取扱所		33,000円
移送取扱所		危険物を移送するための配管延長(当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下同じ。)が15km以下のもの(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7km以上のものを除く。)	21,000円	
	危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管延長が7km以上15km以下のもの	87,000円		

	屋内タンク貯蔵所		26,000円	
	地下タンク貯蔵所	指定数量の倍数が100以下のもの	26,000円	
		指定数量の倍数が100を超えるもの	39,000円	
	簡易タンク貯蔵所		13,000円	
	移動タンク貯蔵所(積載式移動タンク貯蔵所及び危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下この項において「令」という。)第15条第3項の移動タンク貯蔵所を除く。)		26,000円	
	積載式移動タンク貯蔵所又は令第15条第3項の移動タンク貯蔵所		39,000円	
	屋外貯蔵所		13,000円	
	取扱所	給油取扱所(屋内給油取扱所を除く。)		52,000円
		屋内給油取扱所		66,000円
		第1種販売取扱所		26,000円
第2種販売取扱所		33,000円		
移送取扱所		危険物を移送するための配管延長(当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下同じ。)が15km以下のもの(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7km以上のものを除く。)	21,000円	
	危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送す	87,000円		



			危険物を移送するための配管の延長が15kmを超えるもの	87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15km又は15kmに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた額			るための配管延長が7km以上15km以下のもの	
		一般取扱所	指定数量の倍数が10以下のもの	39,000円			危険物を移送するための配管の延長が15kmを超えるもの	87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15km又は15kmに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた額
			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000円		一般取扱所	指定数量の倍数が10以下のもの	39,000円
			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000円			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000円
			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000円			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000円
			指定数量の倍数が200を超えるもの	<u>91,000円</u>			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000円
(3)～(5)(略)							指定数量の倍数が200を超えるもの	<u>92,000円</u>
(6)	法第11条の2第1項の規定による設置の許可に係る完成検査前検査を受けようとする者	水張検査	容量10,000l以下のタンク	6,000円	(3)～(5)(略)			
			容量10,000lを超え1,000,000l以下のタンク	11,000円	(6)	法第11条の2第1項の規定による設置の許可に係る完成検査前検査を受けようとする者	容量10,000l以下のタンク	6,000円
			容量1,000,000lを超え2,000,000l以下のタンク	15,000円			容量10,000lを超え1,000,000l以下のタンク	11,000円
			容量2,000,000lを超えるタンク	15,000円に1,000,000l又は1,000,000lに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額			容量1,000,000lを超え2,000,000l以下のタンク	15,000円
							容量2,000,000lを超えるタンク	15,000円に1,000,000l又は1,000,000lに満たない端数を増すごとに4,4

水圧検査	容量6001以下のタンク	6,000円
	容量6001を超え10,0001以下のタンク	11,000円
	容量10,0001を超え20,0001以下のタンク	15,000円
	容量20,0001を超えるタンク	15,000円に10,0001又は10,0001に満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額
基礎・地盤検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000k1以上5,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所	410,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000k1以上10,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所	540,000円
	危険物の貯蔵最大数量が10,000k1以上50,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所	700,000円
	危険物の貯蔵最大数量が50,000k1以上100,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所	920,000円
	危険物の貯蔵最大数量が100,000k1以上200,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,040,000円
	危険物の貯蔵最大数量が200,000k1以上300,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,600,000円
	危険物の貯蔵最大数量が300,000k1以上400,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,820,000円
	危険物の貯蔵最大数量が400,000k1以上の特定屋外タンク貯蔵所	2,030,000円

水圧検査	容量6001以下のタンク	6,000円	00円を加えた額
	容量6001を超え10,0001以下のタンク	11,000円	
	容量10,0001を超え20,0001以下のタンク	15,000円	
	容量20,0001を超えるタンク	15,000円に10,0001又は10,0001に満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額	
基礎・地盤検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000k1以上5,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所	410,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が5,000k1以上10,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所	540,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が10,000k1以上50,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所	700,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が50,000k1以上100,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所	920,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が100,000k1以上200,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,040,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が200,000k1以上300,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,600,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が300,000k1以上400,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,820,000円	

溶接部検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000k1以上5,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所	490,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が5,000k1以上10,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所	630,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が10,000k1以上50,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所	950,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が50,000k1以上100,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,310,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が100,000k1以上200,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,650,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が200,000k1以上300,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所	3,180,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が300,000k1以上400,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所	3,890,000円	
	危険物の貯蔵最大数量が400,000k1以上の特定屋外タンク貯蔵所	4,450,000円	
	岩盤タンク検査	危険物の貯蔵最大数量が400,000k1未満の屋外タンク貯蔵所	9,100,000円
		危険物の貯蔵最大数量が400,000k1以上500,000k1未満の屋外タンク貯蔵所	12,400,000円
危険物の貯蔵最大数量が500,000k1以上の屋外タンク貯蔵所		17,000,000円	
(7) (略)			

溶接部検査	危険物の貯蔵最大数量が400,000k1以上の特定屋外タンク貯蔵所	2,030,000円
	危険物の貯蔵最大数量が1,000k1以上5,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所	490,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000k1以上10,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所	630,000円
	危険物の貯蔵最大数量が10,000k1以上50,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所	990,000円
	危険物の貯蔵最大数量が50,000k1以上100,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,310,000円
	危険物の貯蔵最大数量が100,000k1以上200,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,720,000円
	危険物の貯蔵最大数量が200,000k1以上300,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所	3,320,000円
	危険物の貯蔵最大数量が300,000k1以上400,000k1未満の特定屋外タンク貯蔵所	4,060,000円
	危険物の貯蔵最大数量が400,000k1以上の特定屋外タンク貯蔵所	4,650,000円
	岩盤タンク検査	危険物の貯蔵最大数量が400,000k1未満の屋外タンク貯蔵所
危険物の貯蔵最大数量が400,000k1以上500,000k1未満の屋外タンク貯蔵所		12,400,000円
危険物の貯蔵最大数量が500,000k1以上の屋外タンク貯蔵所		17,000,000円

(8)	法第14条の3第1項又は第2項の規定による保安検査を受けようとする者	特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	危険物の貯蔵最大数量が1,000k1以上5,000k1未満のもの	310,000円
			危険物の貯蔵最大数量が5,000k1以上10,000k1未満のもの	<u>410,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が10,000k1以上50,000k1未満のもの	720,000円
			危険物の貯蔵最大数量が50,000k1以上100,000k1未満のもの	<u>920,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が100,000k1以上200,000k1未満のもの	<u>1,160,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が200,000k1以上300,000k1未満のもの	<u>2,830,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が300,000k1以上400,000k1未満のもの	<u>3,470,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が400,000k1以上のもの	<u>4,000,000円</u>
			岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000k1以上400,000k1未満のもの
		危険物の貯蔵最大数量が400,000k1以上500,000k1未満のもの		3,190,000円
危険物の貯蔵最大数量が500,000k1以上のもの	4,790,000円			
移送取扱所	危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7km	70,000円		

(7)	(略)			
(8)	法第14条の3第1項又は第2項の規定による保安検査を受けようとする者	特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	危険物の貯蔵最大数量が1,000k1以上5,000k1未満のもの	310,000円
			危険物の貯蔵最大数量が5,000k1以上10,000k1未満のもの	<u>430,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が10,000k1以上50,000k1未満のもの	720,000円
			危険物の貯蔵最大数量が50,000k1以上100,000k1未満のもの	<u>960,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が100,000k1以上200,000k1未満のもの	<u>1,210,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が200,000k1以上300,000k1未満のもの	<u>2,950,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が300,000k1以上400,000k1未満のもの	<u>3,620,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が400,000k1以上のもの	<u>4,170,000円</u>
			岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000k1以上400,000k1未満のもの
		危険物の貯蔵最大数量が400,000k1以上500,000k1未満のもの		3,190,000円
危険物の貯蔵最大数量が500,000k1以上のもの	4,790,000円			
移送取扱所	危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.	70,000円		

		以上15km以下のもの				95メガパスカル以上であつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7km以上15km以下のもの	
		危険物を移送するための配管の延長が15kmを超えるもの	70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15km又は15kmに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた額			危険物を移送するための配管の延長が15kmを超えるもの	70,000円に危険物を移送するための配管の延長が15km又は15kmに満たない端数を増すごとに17,000円を加えた額
(9)・(10) (略)				(9)・(10) (略)			

(第18条関係) 遠野市立図書館条例（平成20年遠野市条例第38号）新旧対照表

現行			改正後			備考
別表（第10条関係）			別表（第10条関係）			
施設名		使用料	施設名		使用料	
遠野市立図書館	視聴覚ホール	円 1時間につき <u>940</u>	遠野市立図書館	視聴覚ホール	円 1時間につき <u>970</u>	
	大会議室	1時間につき <u>470</u>		大会議室	1時間につき <u>490</u>	
宮守ゆうYOUソフト館	会議室	1時間につき <u>420</u>	宮守ゆうYOUソフト館	会議室	1時間につき <u>440</u>	
備考			備考			
1 利用時間が1時間未満のとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。			1 利用時間が1時間未満のとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。			
2 入場料（これに類する会費等を含む。）を徴収する場合は、使用料の額に次の表の入場料の最高額の欄に掲げる区分に応じ、同表の加算			2 入場料（これに類する会費等を含む。）を徴収する場合は、使用料の額に次の表の入場料の最高額の欄に掲げる区分に応じ、同表の加算			

率の欄に定める割合を乗じて得た額を特別使用料として当該使用料の額に加算する。

入場料の最高額	加算率
500円以下の場合	100分の30
500円を超え1,000円以下の場合	100分の50
1,000円を超える場合	100分の100

- 3 冷房又は暖房を使用する場合は、使用料の額（特別使用料を加算する場合にあっては、当該特別使用料の額を加算した額。以下備考3において同じ。）に100分の50の割合を乗じて得た額を冷房等使用料として当該使用料の額に加算する。
- 4 営利を目的として利用する場合は、使用料の額（特別使用料及び冷房等使用料を加算する場合にあっては、使用料の額にこれらの額を加算した額）に100分の200の割合を乗じて得た額を当該利用に係る使用料の総額とする。

率の欄に定める割合を乗じて得た額を特別使用料として当該使用料の額に加算する。

入場料の最高額	加算率
500円以下の場合	100分の30
500円を超え1,000円以下の場合	100分の50
1,000円を超える場合	100分の100

- 3 冷房又は暖房を使用する場合は、使用料の額（特別使用料を加算する場合にあっては、当該特別使用料の額を加算した額。以下備考3において同じ。）に100分の50の割合を乗じて得た額を冷房等使用料として当該使用料の額に加算する。
- 4 営利を目的として利用する場合は、使用料の額（特別使用料及び冷房等使用料を加算する場合にあっては、使用料の額にこれらの額を加算した額）に100分の200の割合を乗じて得た額を当該利用に係る使用料の総額とする。

(第19条関係) 遠野市立博物館条例（平成20年遠野市条例第39号）新旧対照表

現行			改正後			備考
別表第2（第11条関係）			別表第2（第11条関係）			
施設名		使用料	施設名		使用料	
遠野蔵の道ギャラリー	市民ギャラリー	円 1日につき 1,570	遠野蔵の道ギャラリー	市民ギャラリー	円 1日につき 1,620	
	会議室	1時間につき 210		会議室	1時間につき 220	
遠野まちなかギャラリー	ギャラリー	1時間につき 210	遠野まちなかギャラリー	ギャラリー	1時間につき 220	
備考			備考			
1 利用時間が1時間未満のとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。			1 利用時間が1時間未満のとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。			

2 入場料（これに類する会費等を含む。）を徴収する場合は、使用料の額に次の表の入場料の最高額の欄に掲げる区分に応じ、同表の加算率の欄に定める割合を乗じて得た額を特別使用料として当該使用料の額に加算する。

入場料の最高額	加算率
500円以下の場合	100分の30
500円を超え1,000円以下の場合	100分の50
1,000円を超える場合	100分の100

3 冷房又は暖房を使用する場合は、使用料の額（特別使用料を加算する場合にあっては、当該特別使用料の額を加算した額。以下備考3において同じ。）に100分の50の割合を乗じて得た額を冷房等使用料として当該使用料の額に加算する。

4 営利を目的として利用する場合は、使用料の額（特別使用料及び冷房等使用料を加算する場合にあっては、使用料の額にこれらの額を加算した額）に100分の200の割合を乗じて得た額を当該利用に係る使用料の総額とする。

別表第3（第12条関係）

駐車の区分		駐車時間	使用料	
			普通自動車、小型自動車及び軽自動車	左記以外の車両
とおの物語の館駐車場	午前8時から午後10時まで	1時間まで	円 150	円 310
		1時間を超え1時間までごとに	70	70
	午後10時から翌日の午前8時まで		470	470

2 入場料（これに類する会費等を含む。）を徴収する場合は、使用料の額に次の表の入場料の最高額の欄に掲げる区分に応じ、同表の加算率の欄に定める割合を乗じて得た額を特別使用料として当該使用料の額に加算する。

入場料の最高額	加算率
500円以下の場合	100分の30
500円を超え1,000円以下の場合	100分の50
1,000円を超える場合	100分の100

3 冷房又は暖房を使用する場合は、使用料の額（特別使用料を加算する場合にあっては、当該特別使用料の額を加算した額。以下備考3において同じ。）に100分の50の割合を乗じて得た額を冷房等使用料として当該使用料の額に加算する。

4 営利を目的として利用する場合は、使用料の額（特別使用料及び冷房等使用料を加算する場合にあっては、使用料の額にこれらの額を加算した額）に100分の200の割合を乗じて得た額を当該利用に係る使用料の総額とする。

別表第3（第12条関係）

駐車の区分		駐車時間	使用料	
			普通自動車、小型自動車及び軽自動車	左記以外の車両
とおの物語の館駐車場	午前8時から午後10時まで	1時間まで	円 150	円 310
		1時間を超え1時間までごとに	70	70
	午後10時から翌日の午前8時まで		470	470

遠野蔵の道ギ ャラリー駐車 場	全日定期利用	1月につき 3,670円	遠野蔵の道ギ ャラリー駐車 場	定期利用	1月につき 3,780円
備考 1 とおの物語の館駐車場にあつては、自動二輪車、観光バス、観光タクシー等は、無料とする。 2 管理上必要があると認めた場合は、全部又は一部を休止することがある。 3 管理に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めた場合は、駐車を拒否することがある。			備考 1 とおの物語の館駐車場にあつては、自動二輪車、観光バス、観光タクシー等は、無料とする。 2 管理上必要があると認めた場合は、全部又は一部を休止することがある。 3 管理に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めた場合は、駐車を拒否することがある。		

(第20条関係) 遠野市堆肥センター条例 (平成20年遠野市条例第44号) 新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(処理手数料)</p> <p>第15条 搬入者は、家畜排せつ物等の処理に係る手数料 (以下「処理手数料」という。) として、当該家畜排せつ物等の重量 (トン単位とし、小数第2位を切り捨てる。) に<u>800円</u>を乗じて得た額を市長が定める日までに市長に納付しなければならない。</p> <p>2 第11条ただし書の規定により市が保有し、又は借上げて運行の用に供する車両による家畜排せつ物等の運搬を行った場合における処理手数料の額は、前項に規定する額に100分の200の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>第22条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 家畜排せつ物等の受入れ及び処理に関すること。</p> <p>(2) 家畜排せつ物等の運搬に関すること。</p> <p>(3) 堆肥の製造に関すること。</p>	<p>(処理手数料)</p> <p>第15条 搬入者は、家畜排せつ物等の処理に係る手数料 (以下「処理手数料」という。) として、当該家畜排せつ物等の重量 (トン単位とし、小数第2位を切り捨てる。) に<u>830円</u>を乗じて得た額を市長が定める日までに市長に納付しなければならない。</p> <p>2 第11条ただし書の規定により市が保有し、又は借上げて運行の用に供する車両による家畜排せつ物等の運搬を行った場合における処理手数料の額は、前項に規定する額に100分の200の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>第22条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 家畜排せつ物等の受入れ及び処理に関すること。</p> <p>(2) 家畜排せつ物等の運搬に関すること。</p> <p>(3) 堆肥の製造に関すること。</p>	



<p>(4) 第6条第1項の搬入者登録及び第3項の搬入者登録の更新並びに第8条の規定による登録簿への登録に関すること。</p> <p>(5) 第12条第1項の規定により搬入の制限を行うこと。</p> <p>(6) 第13条第1項の規定による搬入者登録の取消し等及び第14条の規定による搬入者登録の抹消に関すること。</p> <p>(7) 堆肥センターの維持管理に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</p> <p>2 指定管理者は、前項第5号及び第6号に規定する行為を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p>	<p>(4) 第6条第1項の搬入者登録及び同条第3項の搬入者登録の更新並びに第8条の規定による登録簿への登録に関すること。</p> <p>(5) 第12条第1項の規定により搬入の制限を行うこと。</p> <p>(6) 第13条第1項の規定による搬入者登録の取消し等及び第14条の規定による搬入者登録の抹消に関すること。</p> <p>(7) 堆肥センターの維持管理に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務</p> <p>2 指定管理者は、前項第5号及び第6号に規定する行為を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p>
---	---

(第21条関係) 遠野市観光交流センター条例（平成23年遠野市条例第16号）新旧対照表

現行	改正後	備考																																														
<p>別表（第10条、第18条関係）</p> <p>(1) 一般利用施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交流ホール</td> <td>1回につき</td> <td>売上額の30%</td> </tr> <tr> <td>シャワー室</td> <td>1室1回（6分間）につき</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">駐車場</td> <td rowspan="3">普通自動車（軽自動車を含む。）</td> <td>30分まで</td> <td style="text-align: right;">無料</td> </tr> <tr> <td>30分を超え、1時間まで</td> <td style="text-align: right;">150円</td> </tr> <tr> <td>1時間を超え、1時間までごとに</td> <td style="text-align: right;">70円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 算定した使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>(2) 専用利用施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	交流ホール	1回につき	売上額の30%	シャワー室	1室1回（6分間）につき	300円	駐車場	普通自動車（軽自動車を含む。）	30分まで	無料	30分を超え、1時間まで	150円	1時間を超え、1時間までごとに	70円	区分	単位	使用料				<p>別表（第10条、第18条関係）</p> <p>(1) 一般利用施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交流ホール</td> <td>1回につき</td> <td>売上額の30%</td> </tr> <tr> <td>シャワー室</td> <td>1室1回（6分間）につき</td> <td style="text-align: right;">310円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">駐車場</td> <td rowspan="3">普通自動車（軽自動車を含む。）</td> <td>30分まで</td> <td style="text-align: right;">無料</td> </tr> <tr> <td>30分を超え、1時間まで</td> <td style="text-align: right;">150円</td> </tr> <tr> <td>1時間を超え、1時間までごとに</td> <td style="text-align: right;">70円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 算定した使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>(2) 専用利用施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	交流ホール	1回につき	売上額の30%	シャワー室	1室1回（6分間）につき	310円	駐車場	普通自動車（軽自動車を含む。）	30分まで	無料	30分を超え、1時間まで	150円	1時間を超え、1時間までごとに	70円	区分	単位	使用料				
区分	単位	使用料																																														
交流ホール	1回につき	売上額の30%																																														
シャワー室	1室1回（6分間）につき	300円																																														
駐車場	普通自動車（軽自動車を含む。）	30分まで	無料																																													
		30分を超え、1時間まで	150円																																													
		1時間を超え、1時間までごとに	70円																																													
区分	単位	使用料																																														
区分	単位	使用料																																														
交流ホール	1回につき	売上額の30%																																														
シャワー室	1室1回（6分間）につき	310円																																														
駐車場	普通自動車（軽自動車を含む。）	30分まで	無料																																													
		30分を超え、1時間まで	150円																																													
		1時間を超え、1時間までごとに	70円																																													
区分	単位	使用料																																														

物品販売スペース	3.3m <sup>2</sup> 当たり1月につき	4,700円	物品販売スペース	3.3m <sup>2</sup> 当たり1月につき	4,840円
喫茶スペース			喫茶スペース		
備考			備考		
1 利用面積が3.3m <sup>2</sup> 未満であるとき、又はその面積に3.3m <sup>2</sup> 未満の端数があるときは、3.3m <sup>2</sup> として計算する。			1 利用面積が3.3m <sup>2</sup> 未満であるとき、又はその面積に3.3m <sup>2</sup> 未満の端数があるときは、3.3m <sup>2</sup> として計算する。		
2 利用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。			2 利用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。		

(第22条関係) 遠野市まちおこしセンター条例 (平成23年遠野市条例第23号) 新旧対照表

現行	改正後	備考																
別表 (第10条、第18条関係)	別表 (第10条、第18条関係)																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室 1</td> <td>1時間につき <u>250円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室 2</td> <td>1時間につき <u>340円</u></td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1時間につき <u>570円</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料	会議室 1	1時間につき <u>250円</u>	会議室 2	1時間につき <u>340円</u>	多目的ホール	1時間につき <u>570円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室 1</td> <td>1時間につき <u>260円</u></td> </tr> <tr> <td>会議室 2</td> <td>1時間につき <u>350円</u></td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1時間につき <u>590円</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料	会議室 1	1時間につき <u>260円</u>	会議室 2	1時間につき <u>350円</u>	多目的ホール	1時間につき <u>590円</u>	
施設名	使用料																	
会議室 1	1時間につき <u>250円</u>																	
会議室 2	1時間につき <u>340円</u>																	
多目的ホール	1時間につき <u>570円</u>																	
施設名	使用料																	
会議室 1	1時間につき <u>260円</u>																	
会議室 2	1時間につき <u>350円</u>																	
多目的ホール	1時間につき <u>590円</u>																	
備考	備考																	
1 利用時間が1時間未満のとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。	1 利用時間が1時間未満のとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。																	
2 営利を目的として利用する場合は、使用料の合計額に100分の200を乗じて得た額とする。	2 営利を目的として利用する場合は、使用料の合計額に100分の200を乗じて得た額とする。																	

(第23条関係) 遠野市総合食育センター条例 (平成25年遠野市条例第3号) 新旧対照表

現行	改正後	備考								
別表 (第18条関係)	別表 (第18条関係)									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料			<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料			
施設名	使用料									
施設名	使用料									

会議室	1時間につき <u>330円</u>	会議室	1時間につき <u>340円</u>
調理実習室	1時間につき <u>420円</u>	調理実習室	1時間につき <u>440円</u>
備考 1 利用時間が1時間未満のとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。 2 営利を目的として利用する場合は、使用料の合計額に100分の200を乗じて得た額とする。		備考 1 利用時間が1時間未満のとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。 2 営利を目的として利用する場合は、使用料の合計額に100分の200を乗じて得た額とする。	